

# 明治初年の土地所有権の法的性格について (五)

宮 川 澄

はしがき―問題の提起―

- 一 徳川期における土地に対する支配関係 (以上第二二卷三号)
- 二 明治維新における土地立法と土地所有権
- 三 一八七二年 (明治五年) 以降の土地立法の変遷 (以上第二二卷四号)
- 四 沽券制度と土地所有権との関係
- 五 明治初年の地券制度の意味 (以上第二二卷一号)
- 六 地券制度の着想と市街地券
- 七 地券制度と郡村地券 (壬申地券) (以上第二二卷二号)
- 八 地券制度と一般地券 (改正地券)
- 九 一般地券 (改正地券) と土地関係の整理
- 十 地券制度に対する農民の対応関係 (以上本号・未完)

## 八 地券制度と一般地券 (改正地券)

前項 (七) 地券制度と郡村地券 (壬申地券) では郡村地券 (壬申地券) の法史的考察をなした。その取扱にあたっては、市街地券と対比することによって、郡村地券 (壬申地券) が地券制度上で、どのような法的地位を占めているかを明

明治初年の土地所有権の法的性格について

らかにする点に重点をおいていた。ことに郡村地券（壬申地券）と市街地券との法的性格上の差異を明確にするように努力した。地券制度の端初は市街地券の発行にあらたされ、このようにみるならば、郡村における田畑（耕地）・山林・宅地の売買・譲渡のたび毎に、郡村地券（壬申地券）の発行されるに至って、地券制度がいっそう充実させられたことはいうまでもなからう。こうした法史的事実の上で、地租改正という明治政府の財政政策と直結した一般地券（改正地券）の発行に発展させられる。こうして一般地券（改正地券）の発行によって、地券制度は一般地券（改正地券）の発行によって、完成させられるのであった。この法令的根拠は、一八七二年（明治五年）七月四日の『地券渡方規則増補（地券渡方規則第十三条ノ取扱方ヲ定ム）』（大蔵省達第八三号）であることはいうまでもない。この規則は、現実には土地の売買・譲渡がなされていなくとも、『従来ノ持地』に対して、地券を交付することを示している。こうして郡村地券（壬申地券）のそれと比較してみても、全国一般に対する地券交付がなされることになったのであり、ここに地券制度が全国一般に共通する地券発行という法制度上での完成がなしとげられたのである。<sup>①</sup>

では、この地券制度の完成は、土地所有権に対してどのような法的意味を与えることになったのだろうか。これがこの項での検討すべき法的課題をなすことになる。すでに明らかにしたように、一八七二年（明治五年）二月二十四日の『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』（大蔵省達第二五号）にもとづく郡村地券（壬申地券）の発行は、土地に対する私的所有の帰属者を確定した。このことは土地の自由な取引を実現し、農業における商品貨幣経済をいっそう発展させる条件の確立に、役立たしめられることを意味することになる。明治政府の財政政策という視点で把えるならば、地券発行によって地価を確定し、地価課税の新租税制度―地租改正―の背後に埋没させてしまうことになる。ここでは地券発行が地価課税による新貢租を実現するための前提条件の作出に役立たしめられたに過ぎないという指摘に

止まることになる。こうした明治政府の地租改正の構想の実現のためには、全国の土地価格（地価）を確定し、土地所有者を確定することが必要となる。そして地価にもとづいて地租を賦課するということであった。もちろん、こうした新租税制度を実現するためには、地券発行だけにやらなければならないわけではなかった。たとえば地券大帳（土地台帳）を作成し、それにもとづいて賦課するという方法によっても実現できる。しかし、土地所有者を確定し、そのものの協力をえられれば、もっとも短時間で実現することが可能となる。ここから地券発行が明治政府によって企図されたわけである。この点から地券発行と地租改正の結びつきが生ずることになる。

これまで郡村地券（壬申地券）の発行は、こうした明治政府の財政政策―地租改正―という視点から把握されてきた。このため、郡村地券（壬申地券）はこうした法的地位を占めると指摘されたわけである。たしかにこの時期においては、地租改正が明治政府の財政政策を支える支柱としての重要な政策的課題として現実的意味をもってきた。このことは明治政府の地租改正に対する基本的構想のなかにしめされている。明治政府の地租改正の基本的構想は、いままでもなく、地価を課税基準とする全国的・単一の金納地租の設定ということにあったと要約することができる。こうした基本的構想のうちに、これまでの封建的体制を打破し、自己の政治的基盤を確立する具体的な方向がしめされるわけである。地租改正の実現は、これまでの貢租制度とは異ってくる。それは現実の土地利用者⇨土地用益者に対して貢租負担をなさしめてきたものを改め、土地所有者に対して租税負担をなさしめることを意味していた。つまり租税負担者を土地利用者（土地用益者）から土地所有者へと転換させることを意味している。郡村地券（壬申地券）の法的考察によって指摘できることは、土地に対する私的所有者の確定に、地券発行の力点が置れていたことである。ところが地租改正事業が現実的課題とされる時点では、租税率の確定のために、地券記載の地価を全国的に集計して

明治初年の土地所有権の法的性格について

九二

みる必要が生ずることになる。このことは、つぎのような記載をみれば明らかであろう。すなわち、

『夫レ地券ノ方法ヲ以テ地方反別ノ総計ヲ詳覈スレハ提封ノ広狭ヲ推知スルヲ得。地価ノ金額ヲ検閲スレハ民間歳収ノ虚実ヲ概算スルヲ得ヘシ。此ニ端ニ就キ地方ノ貧富ヲ商量スルトキハ、或ハ地租ヲ増減シ或ハ郡国ノ制ヲ更正シ或ハ兵役ヲ配賦スルモ概算先ツ立ツテ以テ、其事ノ標的先ツ定マリ其処分肯啓ニ当ルヘシ。然レハ則天下ノ大量亦坐シテ論定スヘシ。今夫版籍詳カナラサレハ何ヲ以テ天下ノ大計ヲ総括センヤ。恐クハ聖人出ツルト雖トモ能ハサル処ノ者アラン』(地券ヲ発スルノ益)

とされている。このため、これまでの郡村地券(壬申地券)での自主的な申立にもとづく地券交付から一歩進んで、早急な全国的・画一的な地券交付へと切り換えられたのである。

こうして一八七二年(明治五年)七月四日の『地券渡方規則第十三則ノ取扱ヲ定ム(地券渡方規則増補)』(大蔵省達第八三号)が布達されたわけである。これによって売買・譲渡のなされていない『従来持地』に対しても、ひろく地券発行がなされることになった。このことは既に述べた。こうして郡村地券(壬申地券)は、一般地券(改正地券)へと転換させられた。このことは地券の形式上の変化ということに止まらず、地券制度そのものの完成を意味している。そしてさらに重要な点は、これまでの地券のもつ法的意味―土地に対する私的所有の法認という―を大きく後退させることを意味している。この『地券渡方規則第十三則ノ取扱ヲ定ム(地券渡方規則増補)』(大蔵省達第八三号)は、つぎのように規定している。すなわち、

明治五年七月四日大蔵省達第八三号

地所売買規則第十三則ニ従来持地ハ追テ地券渡方ノ儀可相違旨掲載布告ニ及置候所即今己ニ売買ノ者ヘ地券相渡従来ノ所持ノ者ヘハ相渡候ニテハ不都合ニ付管下人民地所持ノ者ヘ最前相違規則ニ準シ都テ地券相渡候様可致尤其代価ノ儀ハ田畑ノ位付ニ不拘方今適當ノ代価為申出地券面ヘ書載可致候

但本文地券相渡候儀ハ可成大至急ニ取計総テ当十月中ニ渡済相成候様可取計若事実無拠次第有之延引可相成見込候ハハ其旨前

## 以租稅寮へ可申出事

となしている。こうして『従来持地』には、すべて地券を発行し、地券制度は全国一般の法制度として完成させられることになったのである。そして地券交付を一八七二年（明治五年）一〇月までに完了することを、地方官に対して要求した。そして地券発行が期日までに完了しないときには、大蔵省租稅寮に申立てることを命じているのである。この点について『明治財政史』（明治財政史編纂会 丸善株式会社 一九〇四年一月）は、つぎのように記述している。

『此ノ如ク地券渡方規則ニ依リテ地所ノ売買讓渡アル毎ニ之ニ地券ヲ交付シ来リシモ未タ一般ノ土地ニ対シテハ地券ヲ下付スルニ至ラサリシヲ以テ明治五年七月四日大蔵省達第八十三号ヲ以テ売買讓渡ヲ為ササル持地ニモ地券ヲ下付スル旨令達セリ』  
（同上第五卷 五五六ページ）

となしている。こうして地券制度は全国に通づる普遍的な法制度とされたのである。こうした地券交付の強行による地券制度の確立は、地租改正事業の完了の法的手段として役立てられたのであるが、同時に土地関係の複雑な現実に対して、重大な影響を与えることになったことはいままでもない。

この一八七二年（明治五年）七月四日の『地券渡方規則第十三則ノ取扱方ヲ定ム（地券渡方規則増補）』（大蔵省達第八三号）にもとづいて、全国一般の土地に対して交付された地券を一般地券（改正地券）と称している。この一般地券（改正地券）は郡村地券（壬申地券）と呼称上で区別されているだけではなく、その交付の原因においても、またその法的性格においても、異ったものとして指摘することができる。地券制度の系譜を図式化すると、つぎのようになる。すなわち、市街地券↓郡村地券（壬申地券）↓一般地券（改正地券）としてしめされる。この図式化された地券制度の法史的變遷は、一方においては地租改正事業の進展と結びつき、地租改正の前提条件の作出という姿態で浮び上げられることになる。そして、他方では地券自体に表現された土地に対する私的所有の法認が、具体的にどのような

ものであつたかをしめす指標としての意味をもっていることになる。これが地券制度の系譜がしめす法的意味であるといえるだろう。従つて、この意味においては市街地券や郡村地券（壬申地券）も、地租改正のための準備的手段として理解できるわけである。これは、地租改正の本格的実施を前提として発行された一般地券（改正地券）へと轉換させられたという、地券制度の系譜的事実によって根拠づけられることになる。しかし市街地券や郡村地券（壬申地券）と一般地券（改正地券）とでは、それぞれ法的性格を同じうしているわけではない。それは市街地券や郡村地券（壬申地券）の発行は、土地に対する私的所有の公証を示すために交付するという法的機能をもち、一般地券（改正地券）の発行は、租税負担者の確認のために交付するという、法的機能上の差異をもっていたからであつた。このことは市街地券が『地券ヲ申受ケ所持致シ候上ハ其地所ノ持主ニテ……』（東京府下地券発行地租収納規則第二十二）とされ、また郡村地券（壬申地券）が『地券ハ地所持主タル確証ニ付大切ニ可致旨……』（地所売買讓渡ニ付地券渡方規則第六）とされていたのに対して、一般地券（改正地券）にあつては『土地所有ノ公証ニシテ併セテ納租ノ標目タリ』とされたことによつても明らかである。こうして一般地券（改正地券）は『納租ノ標目』として土地所有者に授与され、納租額を確定することによつて納租義務者に対する関係では、改租事業を終了することになつたのである。一般地券（改正地券）の交付をなし、全国一率に土地に対する所有者を確定したことは、現実の農業生産にもとづく事実上の土地関係と矛盾する事態を引き起すことになつた。それは土地所有の法的権限が、農民のもつ土地に対する利益（利用）と矛盾することから生み出されたのである。この矛盾をどのように解決していくかは、明治政府の政治権力の末端機構を構成している地方官僚を通じて、いかに農民を政治的に支配するかという政治体制自体にかかつているのである。それにもかかわらず、地券制度をたんに地租改正という明治政府の財政的政策と結びつけ、地租改正の

準備的手段として位置づける見解にたてば、地券発行は地価の確定と租税負担者の確定という技術的手段として把握されることになる。ここでは地券のもつ二つの法的機能のうち一つの機能的側面において把握するに過ぎないことになる。地券制度の市街地券↓郡村地券(壬申地券)↓一般地券(改正地券)への図式化される法史的変遷も、こうした理解に立てば、一般地券(改正地券)が地租改正の前提条件である地価の確定と、租税義務者である土地所有者の確定のための法的役割を果たしたという、論証のための素材として役立しめられる。たとえば一般地券(改正地券)による地価確定に対して、つぎのようになっていることがその例となる。すなわち『其代価ノ儀ハ田畑ノ位付ニ不拘方今適當ノ代価為申出地券面ニ書載可致候……』(同上)となしているが、『方今適當ノ代価』とは、そもそもいかなる価格であるかが疑問となる。地券が発行され土地に対する私的所有が法認されれば、土地の商品化が法形式において実現されることになる。これは土地の売買・譲渡が法的な保護を受けることを意味する。この場合、土地価格基準は、従来の慣行に従って決定されるとはいへ、小作料を基礎とした地価算定が、もっとも合理的であると考えられた。このため地方官が『方今適當ノ代価』を地券面に記載するにあたっては、この地価算定法によることにしたのは当然であった。<sup>(3)</sup> また土地取引による土地移動の結果として生ずる土地所有者の確定のために、土地の分筆・合筆を承認している。これは一八七二年(明治五年)七月二五日の『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則増補』(大蔵省達第九四号)によって増補されている。<sup>(4)</sup> すなわち、

明治五年七月二五日大蔵省達第九四号

田畑勝手売買差許候ニ付郡村地券渡方規則頒布致候処猶詮議ノ次第モ有之別紙ノ通規則増補致シ候条都テ照準可致此段相達候事

(別紙) 地所売買譲渡ニ付地券渡方規則増補

明治初年の土地所有権の法的性格について

明治初年の土地所有權の法的性格について

九六

第一 一筆ノ地所ヲ裂キ売買致シ候儀願ニヨリ差許候分並切地ニ致シ候分トモ地所ノ番号同号ニ相成候ニテ不都合ニ付新規讓受候ハ、更ニ番号相記可申事

第二 田畑トモ幾筆モ合併致シ券狀一通ニ相記シ候儀人民願ニヨリ可差許右様ノ分ハ一筆限別冊ニ致シ一人別ニ為差出地券証ハ其人毎ニ総段別相記シ一筆限帳別冊券狀ト割印ヲ押シ地番ノ番号ノミ相記シ地所ノ番号ハ総テ別冊ノ肩書ニ一々相記シ可相渡事但一筆限リ帳控一通為差出於其庁一村限取纏置可申事

第三 証印税ノ儀拾円以下ノ分ハ都テ五錢可取立事

右之通増補致シ候事』(明治財政史編纂會 明治財政史第五卷 丸善株式会社 一九〇四年一月 五六三〜五六四ページ)

とされている。だが地券制度の図式的變遷は、それぞれの地券が表現している土地に対する私的所有の内容を具体的に明確にしうる素材となしうることを指摘することができる。これは市街地券と郡村地券(壬申地券)、さらには一般地券(改正地券)の法的差異を、明確になしうる法的根拠を提供しているものとして、理解することができる。ここで一般地券(改正地券)の雛形をしめしておこう。すなわち、雛形は次ページのようにある。これによって解るように、すでに例示した郡村地券(壬申地券)の雛形<sup>(5)</sup>と比較してみると、郡村地券(壬申地券)の上面に表記されていた一筆一用紙注意事項が記載されていることが解る。また郡村地券(壬申地券)にあっては、市街地券でとられていた一筆一用紙主義をあらため、二筆が一用紙に記載されていた。ところが取引上の不便がはなはだしかったため、一般地券(改正地券)ではこれを改訂し、一筆一用紙主義をとっている。<sup>(6)</sup>さらに実体法規定を整備・拡充するために、一八七二年(明治五年)九月四日には『地券渡方規則第十五条以下追加増補』(大蔵省達第一二六号)を布達している。この布達によって『地券渡方規則』に第一五条から第四〇条までの二六ヶ条が追加されたのである。これはつぎのように規定している。すなわち、

明治五年九月四日 大蔵省達第一二六号



一般地券(改正地券)の雛形

大日本帝國政府	
地券	何國何郡何村何拾何番 字何々 同國同郡何村
一 地何段何畝步 持主 何 某	代價何程
此百分ノ三 金何程	地 租
外何畝步 但荒地干支年ヨリ干支年迄何年季	
右検査ノ上授與之	
年 月	何府知事苗字名

(面 表)

原五分七寸九横厘五分三寸七墨廓輪但色青ニ共紋地及畫界廓輪

日本帝國ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラ  
ス此ノ券狀ヲ有スヘシ  
日本帝國外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ權  
利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルトモ日本  
政府ハ地主即チ名前人ノ所有ト認ムヘシ  
日本人民ノ此券狀ヲ有スルモノハ其土地ヲ  
適意ニ所有シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ權利  
アル者ニ賣買、讓渡、質入、書入スルコト  
ヲ得ヘシ  
賣買、讓渡、質入、書入等チナサントスル  
モノハ渾テ其規則ヲ遵守スヘシ若シ其ノ規  
則ニ四ラスシテ此券狀ヲ有スルトモ其ノ權  
利ヲ得サルモノトス

(面 裏)

分六寸九横分二寸七墨色青廓輪

明治初年の土地所有權の法的性格について

明治初年の土地所有権の法的性格について

九八

当壬申二月地券渡方規則第十四箇条相達置候処今般十五條以下ノ条々相達候間前後照考処置可致事

地券渡方規則

第十五条 従前田畑ノ称呼ヲ廃止総テ耕地ト可唱事

第十六条 石高之称ヲ廢シ段別相用可申尤諸掛リ等ハ地券金高ヲ以テ可致割賦事但從來段別無之場所ハ檢地竿入ニ不及候得共所  
持主ヨリ検査ノ上為申出候儀ト相心得事

第十七条 右ニ則ハ追テ税法改定ノ節ニ至可相改ニ付夫迄ハ貢租ニ屬シ候書類ハ総テ従前之通可相心得事

第十八条 屋敷地之外切歩ノ儀ハ百坪以下ハ難相成事但是迄一筆限リ右以下ノ坪数ヲ所持有之分ハ此限ニ非ス

第十九条 地券合筆一紙ヲ以テ渡方相願候モノハ別冊一筆限之代金へ売買規則第十一則ノ割合ヲ以テ証印稅取立可申事

第二十条 総テ人民所持ノ地從來御用之節ハ地券ニ記セル代金ヲ以テ御売上可相成事

第二十一条 従前切添切開並高外地へ試作致シ候歟或ハ除地見捨地等へ家敷取立候歟林藪之類開発致シ候種類其他隱田タリトモ  
此限リ一切差許候間有体可書出可申渡事

第二十二条 地券相渡候後ニ於テ隱田等有之候節ハ此規則第十二条密売買ノ例ヲ以テ処置可致事但隱田ハ売買ノ代金無之候ニ付

地所ノミ取上可申且其地所ハ入札払取計右代価ノ三分通り村役人ヨリ可取立事

第二十三条 従前切畝歩致シ檢地帳名寄帳小拾帳等ニ突合サルトモ現地ノ景況ニ随ヒ総テ地引繪図可差出旨説示可致事

第二十四条 段別等持主申立ヲ以テ檢地帳へ引合セ相違無之分ハ據置ノ積相心得檢地竿入等取計不及候得共其地所境界紛雜取調

差支候向ハ一筆限リ畝抗ヲ打地引繪図為差出落地無之様実地検査可致事但餘歩有之地檢地帳ニ比較増歩相成候分ハ人民申立ノ  
通据置右ニ相反シ檢地帳ヨリ減歩相成候地所竿入検査ノ上減歩可致事

第二十五条 従前高内外ニ不拘社寺郷蔵之類或ハ埋葬地等地主定リ無之分ハ地引繪圖中ニ其訳可記置事

第二十六条 村持之小物成場山林ノ類ハ地引繪圖中色分致シ可申事

第二十七条 堤外附寄洲ハ流作場等不定地ノ類大繩場ニ相成居持主有之候ハ格別確定ノ持主無之地所ハ入札払ニ致シ持主相定

メ可申若シ持主ニ難相定分ハ拝借地ノ積可相心得事

第二十八条 従前高内外ニ不拘郷蔵敷村田穀續蔵之類人民ニ關係ノ分ハ地券ヲ定メ一村繪持ト可致事

第二十九条 堰料堤敷敷道敷川床敷等之類遺地高内永引ノ分ハ自今無稅地ニ相成メ可申事

第三十條 墓所地ハ従前ノ通無稅地ト可致事

第三十一條 本田畑ト雖モ村民退轉致シ主無之荒地ハ其段別ヲ点檢致シ入札払ノ積相心得管内普ク布告可致事

第三十二條 持主有之荒地ハ段別坪数等綿密ニ逐檢査起返ノ手数勘弁ノ上至当ノ年期ヲ定メ代價ヲ記セル券狀ヲ其持主ニ相渡

年期中無稅ト可相定事但荒地券狀証印稅ハ段別ノ多少ニ拘ラス一筆ノ地所ヨリ五錢ノ印稅ヲ收入スヘシ

第三十三條 持主無之荒地並持主有之荒地共一郡限段別仕訳繪圖面相添可届出事

第三十四條 村持ノ山林郊原其他地価難定土地ハ字段別而已記セル券狀ハ従前ノ貢額ヲ記シ肩ニ何村公有地ト記シ其村方ヘ可相

渡置事但沼地ノ種類モ同断ノ事

第三十五條 兩村以上數村入合之山林ハ其村々ヲ組合トシ前同様ノ仕方ヲ以テ何村之公有地ト認メ券狀可渡置尤其券狀ハ組合村

方年番持等適宜ニ可相定事

第三十六條 總テ山林原野之類段別難相分ハ先以テ無段別ニ致シ漸次点檢ノ積可心得事

第三十七條 總テ右種類ハ地界ヲ券狀ニ記載ス可シ譬ヘハ東耕地西何山南某川北某村字何原ト如斯詳カニ記註ス可キ事

第三十八條 従前無稅地ニ住民有之候得共地位下等ニシテ他ヨリ望人ナキヲ以テ地価ノ目的難相立節ハ一段歩則三百歩ノ地ナリ

ニ付拾円以上ノ地価ニ定ムヘキ事

第三十九條 地所引合相濟候ハム落地無之旨地主一同調印之上戸長以下ノ誓文請書可申付事

第四十條 右種類地有稅無稅ノ区界ヲ仕訳村限り地券台帳ノ末ニ記載可致事右之通相違候事

となつてゐる。こうして一八七二年（明治五年）九月四日の『地券渡方規則第十五條以下ノ増補』（大藏省達第一二六号）によつて、地券制度は一応完備されたのである。そして一八八九年（明治二年）三月二二日の法律第一三三号によつて、地券制度自体がまったく廢止されるまで、地租改正のための諸法令とともに、土地關係を規制する重要な役割を果してゐた。<sup>(7)</sup> この間の事情について、『明治財政史（第五卷）』（明治財政史編纂會 丸善株式会社 一九〇四年二月）は、つぎのように説明してゐる。すなわち

『……明治五年六月始メテ地券分一稅法ヲ東京府下ニ實施シ漸次一般ノ土地所有者ニ對シテモ地券ヲ交付シ地券面ニ記載

明治初年の土地所有權の法的性格について

セル地価ニ依リテ賦課徴収スルコトヲ為シ爾來十數年間之ヲ施行シタリシカ明治十七年三月地租条例ノ制定セラルムニ及ヒ地租諸帳簿様式ヲ定メ將來実地ト帳簿トヲシテ齟齬ナカラシメンコトヲ期セリ然レトモ明治十三年第二十五号布告ニ依リ地目交換地価修正ヲ為シタルモノノ外ハ未ダ全般ノ土地ニ就テ実地検査ヲ為シタルコトナキヲ以テ帳簿調製ニ先チ土地整理ヲ為シ帳簿ト実地トヲ正確ニ符合セシムルノ必要ヲ生シ明治十八年地押調査ヲ断行シ茲ニ確實ナル土地台帳ヲ調製シテ此ノ台帳ニヨリ地租ヲ賦課スルコトトナリ土地所有権ハ登記法施行以後ハ登記ニ由リ定マルモノトナリタルヲ以テ地券ハ殆ント其効用ヲ失フニ至リ明治二十二年三月遂ニ之ヲ廃止セリ』(同上 五五六ページ)

となしている。こうした地券制度にもとづく土地に対する私的所有の法認は、土地に対する権利関係が固定化されたことを意味している。しかし、このことは当時の複雑な土地に対する用益(利用)関係が明確にされたことを意味するものではない。ことに従来<sup>8)</sup>の農民の土地に対する用益(利用)権と、土地に対する所有権との区別は、地券制度の整備にもかかわらず、明確にされなかった。たしかに実定法上においては、土地に対する権利関係は確定されたはずであるが、実際の土地関係にあってはなお明確にされてはいなかった。そのため地券上の土地に対する私的所有の法認をきわめて曖昧なものとしたのである。

では一般地券(改正地券)の法的性格はなんであったのか。これを把握するための素材として、前記の一八七二年(明治五年)七月四日の『地券渡方規則第十三則ノ取扱ヲ定ム』(大蔵省達第八三号)↓一八七二年(明治五年)九月四日の『地券渡方規則第十五条以下追加増補』(大蔵省達第二二六号)の一連の布達とこれにもとづいて、各府県で公布した諸布達——告諭・地券規則・掛官心得書など——を素材となして検討しよう。たとえば、一八七二年(明治五年)九月四日の『地券渡方規則第十五条以下増補』(大蔵省達第二二六号)には、『提外附寄洲ハ……持主有之候ハ、格別格定ノ持主無之地所ハ入札払ニ致シ持主相定メ……』(第二七条)となし、また『本田畑ト雖モ村民転退シ持主無之荒地ハ入札払ノ積相心得』(第三二条)となしている。こうして持主のない土地は入札法によって、その土地に対する私的所有の確定

が企図されている。しかし、同時に『地券相渡候後ニ於テ隠田等有之候節ハ此規則第十二条密売買ノ例ヲ以テ処置可致事但隠田ハ売買ノ代金無之候ニ付地所ノミ取上可申且其地所ハ入札払取計右代価ノ三分通り村役人ヨリ可取立事』(第二条)となしている。ここでは密売買ノ規定(第一条)とともに地券制度の領主的制裁による強制をなしている。従って、これらの規定は土地に対する自由な取引という私法的効果より、むしろ隠田検出のための検地に代わる法的強制を村役人に加えていることが理解できる。<sup>(9)</sup>一般地券(改正地券)の交付は郡村地券(壬申地券)の交付と異つて、地租改正の直接の準備的手段として企図されたものである。ところが、各府県の布達した『地券告諭書』をみるかぎり、この一般地券(改正地券)にあつても、土地に対する私的所有の法認である点を力説している。従って、府県の『地券告諭書』をみるかぎり、一般地券(改正地券)と郡村地券(壬申地券)とは、法的性格上の差異を見出しえない。この『地券告諭書』は、大蔵省が地方官会同に際して地方官に配布した『人民告諭書案』を原型とするものであつて、一般地券(改正地券)発行に対して、農民の協力を求めるためのものであつた。それは、いうまでもなく直接に地租改正のためのものであつた。『人民告諭書案』にはつぎの記述がなされている。すなわち、

『サテ此改革ニツキテ政府ニ於テハ種々ノ評議ヲ尽シ、一種明白簡易ノ法ヲ興シ土地一歳收入ノ利益ヲ見積リテ売買スル地代金ノ高ニ割合テ租税ヲ出サシムル事ニ決定ス、今度頒布セシ処ノ地券税法是ナリ、此法ハ第一人民所有ノ証拠ヲ固クシ、地主一度此地券状ヲ得テ所持スルトキハ、向後仮令政府必要ノコトアリトモ一般公利ノ為メニスルニアラサレハ之ヲ買上クルコト能ハス況ンヤ其他ヨリ豪奪妨碍ヲナス能ハサルコト固ヨリ論ナシ』(明治前期財政經濟史料集成 第七卷 三二四ページ)

各府県の『地券告諭書』に共通している主張の根拠は、つぎの点にあつた。これは『人民告諭書案』を原型となしている当然の結果といえる。それは、これまで封建制のもとで農民の土地に対する用益(利用)——農民にとつては土地に対する支配(占有)という形態によって意識された——は、きわめて無力なものであるという前提に立って

る。そこから土地支配そのものは封建的諸制限のもとにおかれていたという論理が導かれる。そのため真の自由な土地所有の実現のためには、封建制そのものの一掃が必要だとする基本的構想にたつことになる。これは明治維新の政治的変革で実現され、土地所有に対する封建的諸制限は解除された。このことは明治初年の土地立法でしめされている。こうした法的事実を具体化するために地券を発行し、法制的に確認しようとなすのであるというのである。だから、地券によって土地所有の自由は具体的に法認され、従って農業経済における自由——農業における商品貨幣経済の展開——が実現できることになる。こうして地券発行は、けっして増税の法的手段としてなされるのではなく、それはあくまでも農業生産を發展させるためのものであると力説しているのである。<sup>(11)</sup> 『地券告諭書』の若干について例示してみると、つぎのようになっている。すなわち、

鳥取県——明治五年九月一〇日「地券発行ニ付告知」<sup>(12)</sup>

『今般地券御発行ニ付地価取調証書相渡候原因ハ下民ヲシテ一致自由ノ權ヲ得セシムヘキ御趣意ニシテ其土地ノ持主タル者ニ対シテ佗日リ足ヲ侵辱スヘカラサルノ理アル所ナリ抑從前ハ自分所持ト雖トモ悉ク制限アリ束縛セラレシヲ右御改正ニ付テハ或ハ畑ヲ田トシ田畑ヲ屋敷又ハ果樹庭園ノ地トナスノ類皆自在自由ヲ得且地券ノ証ヲ所持致シ候上ハ向後仮令其地御用ニ相成ル事アルトモ必ス其主承諾ノ上ナラテハ官威モ之ヲ随意与奪スル事能ハス最モ公利洪益ニ属スル為万一御用ニ相成ル可キ節ハ券面通り代金ハ固ヨリ尚其ノ時宜ニヨリ別段手当ヲモ御下ケ有ヘシ右ノ始末故地券ノ御法出ルヤ始メテ其地ハ判然タル人民ノ所有ノ物タル真面目ヲ得タル儀ニテ最モ人民ノ安心スヘク喜悅スヘキ事ナラスヤ然ルニ民間ニ於テ事理ノ解セサルヨリ種々ノ妄説ヲ唱ヘ下民ノタメ不都合ナルヘキ御趣意様ノ言触ラス者アルヨシ以外ノ事ニ付夫等ノ妖言ニ惑ハス前条ノ御趣意ヲ充分會得シ其所得ノ地ハ愈永世迄吾カ物タル確証ヲ得テ永ク富饒ヲ保ツヘキ基ナリ吾党面り千歳不可會ノ御新政ニ際シ斯ル難有御仁恩ヲ奉戴スル何ソ幸福ノ甚シキヤ此段心得違有之間敷事』

○山口県——明治五年九月『地券発行につき管下への告諭』<sup>(13)</sup>

『……(地券発行の)御趣旨ヲ察スルニ從來幾町ノ地トイエトモ皆下ニ於テ自身々々ノ私金ヲ以テ買得タル地所ナルヲ租稅ヲ出スノ故ヲ以テ其土地ヲ併セテ私有ト思ハス公地ヲ預タルヨウニ心得ルヨリシテコレヲ耕セハ自カラ御百姓ナトノ敬語ヲ用スルヲ官ニモ当然トナシ遂々其幣御用地ト号シ持主ノ差支リヲ問ハス地所ノ引揚官物トナス等ノ不条理ニ至ルト雖モ日本全県同ノ風習ナレハ民コレヲ怪シマス又以テ当然トナスハ事ノ甚タ誤レルモノトイフヘシ幸ニ方今時勢變々トシテ開化ノ域ニ赴キ旧慣ノ固守スヘカサルニ由リテ断然其惡幣ヲ洗除シ判然タル公理ニ基カセラレ更ニ地券狀ヲ渡シ我買得タル地ハ則チ我私有ノ物タル所以ヲ示サルノ誤ニコレ有ヘクサレハ其ノ土地ノ權ハ下ニ有テ持主ノ承諾セサルヲ強テ官用ニ置揚ル等ノ道ナク実ニ人民ノ自由ヲ得セシメ弥生産ヲ營ニ便ナラシム御趣旨トイフヘシ……』

○埼玉県——明治五年八月『埼玉県庁告諭』<sup>(14)</sup>

『主旨ハ下民一般ノ理ノ有ル所ニシテ、土地所有ノ者或ハ田ヲ畑トシ畑ヲ屋敷トシ屋敷ヲ種苗ノ地トナス等皆平易自由ヲ得セシメ……万一総檢地ニ成ル可ク杯ト無稽ノ説ヲ説フル者……』

○栃木県——明治五年九月『布告』<sup>(15)</sup>

『……各々現在真実ノ地価ヲ出シテ其ノ地所有ノ証券ヲ受ケン上ハ下民一般自由ヲ得テ或ハ邸ヲ田トナシ或ハ田ヲ畑トナス等互ニ他妨ヲナサスシテ己モ自由ノ理アルヘシ。若シ世上一般ノ便宜等ニ因リ止ヲ得ス其地御用ニナルトモ地主承諾ノ上タルヘク且ツ如此時ハ券面ノ代價及ヒ相当ノ賜金ヲモ下サル程ノ事ナレハ、衆庶能々此ノ意ヲ解得テ努メ由ナキ妄リ言ニ心迷ハス各々地所私有ノ確証ヲ握リ自由ノ理ヲ得テ其職業ヲ勤ミ土地ヲ肥シ物産ヲ殖シテ聊カナリトモ家ト國トノ裨益ヲ計ルニ志サスヘキモノ也……己カ田畑ヤ山林モ居邸迄モ推ナヘシ檢地繩入夫々ニ高キ価ノ地位トナリ万ノ稅ヲ弥増シテ立行難ニ至ルナレド好事ノ輩ヲカニカクト無稽ノ説ヲ唱ルヨリ多クノ人々心動キテ因ナキ疑惑ヲ生シ……』

○秋田県——明治五年九月『地券ノ發行ノ告諭』<sup>(16)</sup>

『年来ノ旧習ヲ一洗シ人民ノ束縛ヲトキ各自ノ理ヲ得セシメ、田ヲ畑トシテ桑茶其外地味相応ノ草木ヲ種ヘ田畑ノ構ナク便利ノ場所ヘ屋敷ヲ造ル等総テ其慾スル所ニ任セ候時ハ、産物ハ次第ニ増益シ遠郡僻村ニオイテ貢米ヲ収メヌ程ノ難澁者ハ無之様ニ相成ヘク誠ニ難有御仕法……地券所持ノ上ハ其地主タルノ称明白相成候訳ニ候イツレ土地不相当ノ高免ハ御引下ケニモ可相成ニ付銘々少シモ疑念致間敷候……他県ニハ地券發行ニ取掛相成候此度ノ御沙汰ハ土地御買上相成候半ト心得土地ノ高価ヲ付出シ

明治初年の土地所有權の法的性格について

明治初年の土地所有権の法的性格について

一〇四

或ハ高価ヲ申出候時ハ高免ニ可相成ト恐レ以外ノ安価ヲ付出シ候様ノ心得違ヒ間々有之由相聞ヘ……』

○大分県——明治五年一月二八日『地券のさとし』<sup>(17)</sup>

『凡人の宝とする所の金銀衣類食物を初め萬物地より生ぜざるは那し故に地所ハ此上もなき宝にて其宝を所持したる人々ハいかにも間違なき宝を所持致し大切にするハ勿論の事にて他人と売買するるとて僥末なき様に致してこそ宝を取あつかうの本意と云へし。然るに是迄の田畑の如きは旧き検地のままにて其後ハ別に竿改も無之時移り物換るに随ひ地所も自から昔の姿を變し上田と唱へし田も今は下田とかはり現在のの中田は古への下田なるもの有之故に上中下の位訳も水帳と其実異り種々錯雜名実齟齬実と言はりもなき次第にてかかる名実齟齬のものを所持し是迄役所の印もなし庄屋などの奥印のみにて粗漏の證文を所持し或は庄屋の手を經ず私に売買杯致し来りし所より中には二重売等も有之往々争論の種を起し故なく大切なる宝を奪はれたくひも少なからざるよし実に謂れなき事ならずやされハ当时所持したる人々の地所ハ宝に相違ハなければども名実の齟齬と取扱の僥末よりいはゆる疵付の宝にて真の宝と云難し扱々不安心の事ならずや人情に於てハいかにも慥なる宝に致し度事ともなり然るに今般地券御発行に付てハ右地券を請し人々ハ先に述たる名宝齟齬も地券面に判然としまた庄屋の印も県庁の印ニ改り争論の本源を塞ぎ売買の錯雜を醸さず疵付の宝一朝に變して真の宝と化し子々孫々に至るまで真の宝を持ったえ疑を容るゝに所なきは実に有難き事に非らずやしかるに奸智を以て実意の人民を誑かし、地券は税金増加の品と申なし、地価書出すにも高価なれば税金の多分を恐れしめ、安価なれば官よりの買入と疑はしめ、隠田は益穂すを是とし、広きは反て狭きに紛らし、巷説粉々ほとんと我宝の疵を増加するの基を起さんとするより実に笑ふへく又歎すへき次第にて……』

○島根県——明治六年一月『布告』<sup>(18)</sup>

『此般地所売買差許サレ地券発行ノ御趣意ハ從來束縛ノ政ヲ解キ人民ニ自主自由ノ地ニ至ラシメントノ厚キ御仁恵ノ偉拳ニシテ人民難有感載致スヘキコト也。抑從來ハ封建ノ制中ニ在テ人民ノ居住耕耘スル土地ハ皆領主地頭ノ私有物、甚シキニ至テハ無代価ニテ人民ノ所有ヲ勝手ニ引揚ル等ノ弊モ尠カラサル処、今般地券御渡相成ル上ハ都テ右等ノ懸念無之人民各其土地ヲ有シテ其証ヲ得土地ヲ購得テ其家ヲ富饒ニスル基本ヲ得セシメ、若其地御用相成ル節ハ必地券面ノ代価ヲ以持主承諾ノ上御買上可相成、去レハ地券ハ人民ノ地所ヲ有スルモノ其持主ノ確証ニシテ、永ク境界ノ不正ヲ正シ親戚タリトモ猥リニ質入又ハ二重売等ノ弊ナカラシメントノ義……』



○印幡県——明治五年一〇月『地券告諭書』<sup>(19)</sup>

『人民一般其土地ヲ所持スル上ハ則金錢器物ヲ所持スルモノト同一ノ理ニシテ、他人ハ勿論政府ト雖トモ猥ニ是レヲ取上ケ又東縛スヘキ謂レ固ヨリアルコトナシ。然ルヲ従前ノ風習動モスレハ土地ハ領主地頭等ノ所物ト紛レ往々曖昧ノ取扱ヒ不尠。因襲ノ久シキ人民モ亦是レヲ怪シムコトナキ真ニ不都合ノ習俗ト云フヘシ……』

となつてゐる。こうして各府県で布達された『地券告諭書』には、いろいろ名称がつけられ、またその内容もそれぞれ府県の実状に適合するように工夫されていることが解る。そして、これらの『地券告諭書』には、神田孝平の『田租改革建議』や大久保利通・井上馨の『地所売買放禁一稅法施設の儀』にせめられている地価課税の構想がしめされていないという共通点があることが理解できる。ここでは、もっぱら地券のもつ法的効果——地券の所持によつて土地に対する私的所有が確認されるという——が強調されている。こうして地券によつて土地に対する私的所有の法認、従つて土地に対する利用(用益)の自由が実現されるとなしている。こうした主張はいうまでもなく農民の検地に対する不安と動揺を防止し、地券発行に引きつけるという企図にもとづくものであつた。だが府県の『地券告諭書』の布達にもかかわらず、事実においては地租改正の準備的手段として、地券発行がなされたのである。このことは『地券渡方規則』にせめられる条文上において、地券のもつ私法的機能について、具体的な規定をおいていなかったことでも解るだろう。

- (1) 中村吉三郎 明治法制史第三輯 清水弘文堂書店 一九六六年一月 四三ページ。
- (2) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 三七六〜三七七ページ。
- (3) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 一一五ページ。
- (4) これによると分筆のはあいには新らたに地番を記すこととなつてゐる。もっともこれは一八七二年(明治五年)九月一四日の大蔵省達第一三二号によつて取消された。すなわち、

明治初年の土地所有権の法的性格について

明治初年の土地所有權の法的性格について

一〇六

当七月第九十四号ヲ以及布達候地所売買ニ付地券渡方規則増補中第一条ハ取消更ニ左ノ通り改正

一 一筆ノ地所ヲ裂キ売買致シ候儀願ニ依リ差許候ニ付テハ旧地主ハ残置候分並裂地ニ致シ候分共地所ノ番号ニ不拘券状渡ノ  
順番ニ可致事  
となしてゐる。これによつて元番号の内に所有者の記名を維持地とすることによつて分別することにした。

(5) 郡村地券(壬申地券)の雛形は『七 地券制度と郡村地券(壬申地券)』のなかでしめしておいた(立教経済学研究第  
二二卷二号 一九六八年七月 一六三ページ)。

(6) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二二二ページ。

(7) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二二八ページ。

(8) 丹羽邦男 明治維新と土地変革(近代土地制度史研究叢書第二卷)お茶の水書房 一九六二年二月 一五〇ページ。

(9) もっとも、この制裁規定は一八七四年(明治七年)一〇月三日の太政官布告第一〇号によつて廃止とされた。そして密  
売買はたんに私法上の法的効果をもたないものとされることになった。

(10) 丹羽邦男 明治維新の土地変革(近代土地制度史研究叢書第二卷)お茶の水書房 一九六二年二月 二五九ページ。

(11) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二四三ページ。

(12) 鳥取県史料三、内閣文庫版。丹羽邦男 明治維新の土地変革(近代土地制度史研究叢書第二卷)お茶の水書房 一九六  
二年二月 二五六ページ。

(13) 地券御発行ニ付壬申九月中管下告諭略記 地租改正雑書 山口県 広島大学国史学研究室蔵。

(14) 東京日日新聞 明治五年八月一日 江湖叢談。

(15) 内閣文庫所蔵 栃木県史料第一九冊、福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二三九ページ。

(16) 内閣文庫所蔵 秋田県史料第四冊、明治初年地租改正基礎資料上巻(一一八七)。

(17) 内閣文庫所収 大分県史料第二六冊 租税寮改正局日報 明治初年地租改正基礎資料上巻(一一八七)。

(18) 内閣文庫所収 島根県史料第三冊。

(19) 東京大学法学部 明治新聞雑誌文庫所蔵。

## 九 一般地券（改正地券）と土地関係の整理

一般地券（改正地券）は『人民地所持ノ者』（地券渡方規則第十三則）に対して交付された。ここでは『人民地所持ノ者』の土地に対する私的所有が法認され、その者に地券が交付されたわけである。一見すると一般地券（改正地券）による土地に対する私的所有の法認は確認的承認としての法的意味をもつように現象する。しかし土地に対する私的所有の法認が第一の法的意味、つまり確認的承認という法的意味であるならば、現実の農業生産における実体的な土地の利用関係が、そのまま承認されることを意味することになる。そして、もしも第二の法的意味、つまり創設的承認ということであれば、土地の利用関係の実体から導かれる農民の土地に対する用益（利用）が、土地所有権に對してどのように取扱われることになるかが問題とされることになる。すくなくとも土地に對する私的所有の法認は、こうした理論的検討を必要とすることになる。明治初年の土地所有権が土地に對する私的所有の法認に過ぎなかったと主張する場合には、こうした法理論的検討と厳密な区別の上に、その法的意味を規定しなければならぬことは当然である。郡村地券（壬申地券）にあつては、土地の売買・譲渡のたび毎に交付された。これは土地の売買・譲渡によつて確定される土地所持に對して地券を發行したことを意味している。ここでは実体的な土地関係にもとずき地券發行がなされているといえる。ここから当然に確認的承認としての法的意味が明確化されることになる。市街地券や郡村地券（壬申地券）にあつては、こうした第一の法的意味、つまり確認的承認という意味をもち、そうした意味で確認された土地に對する私的所有が、法的に保障されたのである。ところが一般地券（改正地券）にあつては、土地の売買・譲渡にかかわりなく『地所持ノ者』として認定される者に對して、地券が交付された。ここでは実体的

な土地関係にはかわりなく地券が交付された。従って、ここでは第二の法的意味、つまり創設的承認という法的意  
 が明瞭にされることになる。この場合、だれが『地所持ノ者』として認定されるのが問題となる。これは当然  
 のことながら幾多の困難な問題を提起することになる。なぜならば『地所持ノ者』は、地券の交付によって、土地  
 に対する使用・収益・処分的一切を包含する全面的な支配を、法的に保証されることになる。地券によって表現され  
 る私的所有の法認は、こうした土地に対する法的権限をもつと理解されることになる。農業先進地域のように、商品  
 貨幣経済が浸透したため、事実上の農民的土地所有が展開している場合には、この事実上の農民の土地利用関係が法  
 的に承認されることになる。それは土地に対する私的所有の法認によって固定化されることになる。従って農民の土  
 地利用関係の現実と矛盾することはない。農民にとっては、これまで存在していた土地に対する封建的諸制限が払拭  
 されたことを意味し、当然のことながらこうした法的措置は、農民にとって受容されることになる。ところが農業後  
 進地域のように、農民的土地所有の未成熟な場合には、土地所有者の決定自体は、困難な問題を内包していること  
 なる。たとえば鹿兒島、高知の郷士知行と耕作農、新潟、石川の地割制、佐賀の均田制などがそれである。これは地  
 券交付に際して紛争を伴うことになった。<sup>(1)</sup>

こうした問題はすでに指摘したように土地に対する利用関係の実体から導きだされるものである。農民の土地に対  
 してもつ用益(利用)権を、どのように取扱うかということであった。このことは当然に法制度上で解決されなけれ  
 ばならない。そこで『地券渡方規則』にあつては、この認定基準を租税賦課という観点にたつて決定した。そのため  
 『従来ノ田畑山林所有ノ者』が、貢租負担者であるとされたのである。こうした立場に立つて『地券渡方規則増補』(明治  
 五年大蔵省達第一二六号)は、第十五条以下の規定を制定した。そのため、この増補規定を検討することによって、よ

り明確にすることができるであろう。一八七二年（明治五年）二月二四日の『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』（大蔵省達第二五号）にもとづく地券交付者の確定は、まず人民の申立にもとづいて官がこれを検査して確定するという方法をとっている（規則第三・四条）。そしてこの場合、官が検査するには、実際の土地関係の実体にもとづいて精査して行うのではなく、検地帳・名寄帳などのこれまでの公簿と照合してなすという形式的確定をなしたのである。従って、この規定にもとづく地券交付は、農業先進地域にみられる商品Ⅱ貨幣経済の浸透によって、事実上形成されつつあった地主的土地所有を法認したことになる。そして、その者に対して土地に対する私的所有の権限が附与されたのである。<sup>(2)</sup>しかし実際の土地関係は、このように単純に整理できるものではなかった。農民の土地に対する用益（利用）は、実際には一つの土地に対して重疊的な関係として存在している。これは慣行にもとづく小作関係が、複雑な姿態をとって存在しているという事実によっても明らかである。この小作関係が整理されなければ、土地に対する私的所有の法認は、法制的意味においても実現されない。従って、土地に対する私的所有の法認は、同時に農民のもつ土地利用関係をどのように整理するかを導くことになる。こうした課題の一つは、これまで土地利用の財産的価値を目的としてなされてきた質入・書入を、地券上においてどのように法的に取扱うかという問題であった。だから一八七二年（明治五年）五月には、神奈川県令陸奥宗光から、質入・書入について大蔵省について、『伺』が提出されたのである。この『伺』が提出されたのは、質入・書入についての法制上の意味を明確にし、金融上で地券の果す法的機能を明確にする必要にもとづくと考えられる。この『伺』には、つぎのような『地券心得書案』が添付されていた。すなわち、

#### 『前略

明治初年の土地所有権の法的性格について

一 地所売買御差許地券相渡候事ニ相成候ニ付今後者從來取扱来候質地様々之方法ヲ御廃相成候儀興奉存候ニ付而者予メ心得書示イタシ候ハネハ不都合ヲ醸シ可申哉ニ付別紙上木致シ村々地主共ニ相渡候様仕度奉存候右之通相伺申候至急御下知可被下候以上(地租改正基礎資料補遺注)

となしている。大蔵省はこれに対して一八七二年(明治五年)七月に、二・三の字句を訂正した上で許可をあたえている。そして各府県に対して必要があれば、神奈川県『地券心得書』に準じて、質入・書入についての地券心得書を制定してもよいと達している。すなわち、

『一般地券発行ニ付而者郡村田畑之類都而質入書入等之取扱方之儀別段相達候管ニ候得共此節神奈川県ヨリ別紙之通伺出則許可ニ相成候間為心得及御達候』

となしている。『地券心得書』では、これまで耕作農民がもっていた土地に対する利用権(用益権)を承認した上で、質入・書入の方法にもとづく担保制度を法認した。ここでは農民の土地利用を現実的な慣行にゆだねることを認めている。そして『相對示談』にもとづいて、土地に対する私的所有を確定することにして<sup>(3)</sup>いる。もちろん、こうした『相對示談』によって地券が交付され、それによって法的には土地に対する私的所有が確定されることになる。このことは耕作農民の土地に対する利用権(用益権)も、『相對示談』によっては私的所有として法認されることを意味していた。そして当然のことながら、この『相對示談』には現実の経済的な力関係が反映し、地主に有利に決定されることはいうまでもなかった。

こうして質入・書入をさらに整理するための法的措置として、一八七三年(明治六年)一月一七日には、『地所質入書入規則』(太政官布告第一八号)が制定されることになった。この『地所質入書入規則』(太政官布告第一八号)は、質入・書入について規定していた『地券心得書』を承継・発展させたものではない。<sup>(4)</sup>これは、つぎのように規定して

いた。すなわち、

『明治六年一月一七日太政官布告第一八号 府県へ

先般田地永代売買被差許候ニ付自今質入書入致シ候節ハ左ノ規則ノ通り可相心得事』

地所質入書入規則

第一条 金穀ノ借主地主ヨリ返済スヘキ証拠トシテ貸主<sup>金</sup>ニ地所ト證文トヲ渡シ貸主其作徳米ヲ以テ貸高ノ利息ニ充候ヲ地所ノ

質入ト云フ

第二条 金穀ノ借主<sup>地</sup>ヨリ返済スヘキ証拠トシテ貸主<sup>金</sup>ニ地所引当ノ證文ノミヲ渡シ借主ノ作徳米ノ全部又ハ一部ヲ貸主ニ渡シ

利息ニ充候ヲ書入ト云フ

第三条 金穀ノ借主<sup>地</sup>ヨリ返還スヘキ証拠トシテ貸主<sup>金</sup>ニ地所引当ノ證文ノミヲ渡シ借主ヨリ其利息トシテ米又ハ金ヲ払ヒ候ヲ

モ亦書入ト云フ

第四条 地所ヲ質入ニ致シ候節ハ地券ヲモ相渡シ可申其年期ノ儀ハ三ケ年ヲ限ル可シ尤三ケ年以下期限取極候儀ハ勝手タルヘク

且ツ年限取極候庶ハ判然証文面ニ記載致シ置可申事

但書入ノ儀ハ地券ヲ相渡スニ及ハス其年限長短共本文ノ限ニアラスト雖モ双方相對シテ取極候年限ハ本文同様証文面ニ記載

致置申事

第五条 質入又ハ書入ノ地所期限ニ至リ貸主借主相談ノ上金穀ヲ返サスシテ地所ヲ引渡候節ハ旧地主其地券ノ裏ニ金主ヘ可引渡

旨相認メ其地ノ戸長加判ノ上金主ヨリ新地券書替可願出事

第六条 質入ノ地所ハ金主ニテ其地所耕作致管ニ付テハ地租諸役トモ総テ金主ニテ可相勤事

但其段管轄庁へ届出證書可差出事

第七条 書入ノ地所ハ地主ニテ耕作致シ候儀ニ付地租諸役トモ無論ニ地主ヨリ相勤事

但管轄庁へ届出ニ不及候事

第八条 管轄違ノ者或ハ同管轄ト雖モ懸隔ノ地所ヲ質ニ取り候節ハ其現地ノ村町へ金主ノ名人相定置其地租諸役トモ差支無之

様可為相勤事

第九条 質入又ハ書入証文ニハ必其町村戸長ノ奥印ヲ取ル可シ其村町戸長ノ役場ニハ奥書割印帳ヲ備へ置証文ノ奥書割印ヲ願出

明治初年の土地所有權の法的性格について

明治初年の土地所有權の法的性格について

ル時ハ帳面ト証文トニ番号ヲ朱書シ割印ヲ押シ奥書ヲ為ス可シ若シ戸長ノ奥書共ニ割印ナキ証文ハ貸附ノ証拠ニ不相成候事

但戸長不在ノ節ハ其旨ヲ記シ副戸長奥書調印ス可シ

第十条 一箇所ノ地ヲ二重三重ニ書入候儀ハ不相成候得共若シ第一番ノ金主ヘ引当ニ入レ置候事ヲ第二番ノ金主承知ノ上ニテ地所代価ノ餘分ヲ見込一箇所ノ地所ヲ引当ニ借添ヘ致シ候儀ハ不苦尤引当ノ地所身代限りノ処分ニ到リ糶売ニ相成候節ハ右ノ代金ヲ以テ先ツ第一番ノ者ヘ元利ノ金數ヲ引渡シ其餘金ヲ以テ第二番ノ者ヘ元利ノ金數ヲ引渡タシ第三番以下右ニ準シ引渡申ス可ク若シ糶売ノ金高ヲ以テ先ツ第一番ノ金主ヘ元利ノ金數ヲ引渡シ其餘金不足スル時ハ第二番ノ金主ヘ不足ノ儘引渡スヘク第三番以下ハ皆損失ト心得ヘキ事

但第二番ノ金主ヘ受取候証文ヘハ地所代価ノ餘分ヲ見込借添ヘ候旨ヲ書載セ可申事

第十一条 地所ハ勿論地券ノミタリトモ外國人ヘ売買質入書入等致金子請取又ハ借受候儀一切不相成候事

第十二条 質入年期中天災ニテ地所流亡等其地ノ全形ヲ失スルニ至ル時ハ地券モ消滅ト可心得池成野地成等ニ変換シ又ハ欠崩等其地ノ半或ハ三分ノ一部形跡ヲ存セサルニ至ル時ハ右変換地及殘存地ニ応シ規則ニ基キ地券書替可願出儀ニ付貸金穀高モ割合ヲ以テ相減シ証文書替儀ト可相心得事

但貸主借主相對示談ハ格別ノ事

第十三条 質入ノ地年期中天災ニ因リ荒蕪ト相成ハ貸主<sub>主</sub>ヨリ起返ノ見込ヲ定メ借主<sub>地</sub>承諾ノ証書ヲ取り其管轄ヘ可願出尤入費

ハ借主ヨリ償フ可キ事

但借主起返ノ入費ヲ出ス事能ハサルトキハ証書ヲ以テ其地所ヲ貸主ニ引渡シ可申尤相對示談ノ処置ハ格別ノ事

第十四条 当分質入又ハ書入ニ致シ置年期中ノ分ハ総テ前文規則ニ照準シ当七月限り証文相改可申事

右之通相定候事 (外史局編纂 布告全書 明治六年一月 一一〜一二丁)

となしている。こうして、一八七三年(明治六年)一月一七日の『地所質入書入規則』(大政官布告第一八号)では、占有担保形態としての質入と、非占有担保形態としての書人が區別され、質入・書入の概念区分がなされたのである。さらに質入の年季は三年とされ、証書面に明記するよう義務づけられている(第四条)。二重・三重の書入は原則として禁止されているが、その土地に担保能力があれば、金主承諾の上二重・三重の書入が認められているし、その土地



の『身分限り処分』に際しての貸金償却方法等も規定されている(第二〇条)。そして『質入又ハ書入証文ニハ必ス其村町戸長ノ奥書証印ヲ取ル可シ其村町戸長ノ役場ニハ奥書割印帳ヲ備ヘ置証文ノ奥書割印ヲ願出ル時帳面ト証文トニ番号ヲ朱書シ割印ヲ押シ奥書ヲ為スコシ』(第九条)となしている。このように質入・書入の証文には必ず戸長の奥書・割印を必要とした。それだけではなく、ひろく土地所有権の移転の効力発生要件として戸長の奥書・割印を必要とすることになっている。これは管轄官庁が遠隔であるため、不便であるとか、手続が繁雑で実情に適合しないための事実上の措置とも考えられる。<sup>(5)</sup>このように質入・書入を明確に規制するとともに、現在年期中の質入・書入地に対して『総テ前文規則ニ照準シ当七月限り証文相改可申事』(第一四条)となした。

こうして質入・書入のなされる土地関係を、地券によって把握することが企図されたのも、租税負担者を確定し、地租収入を確保するためであった。しかし貸主(金主)の地位を確保するために、土地に対する農民の利用権(用益権)の担保価値を認め、それを担保とする質入・書入を法制度的に承認している。従って法制度上の表現としては、借主(金主)に帰属し、単一の土地に対する私的所有が実現されることになる。こうして一八七三年(明治六年)一月一七日の『地所質入書入規則』(太政官布告第一八号)は、土地に対する農民の利用権(用益権)は、土地に対する私的所有を法認するという法的効果をもつことになった。<sup>(6)</sup>一八七三年(明治六年)一月一七日の『地所質入書入規則』(太政官布告第一八号)は、こうした意味をもっていたといえる。こうして一般地券(改正地券)は、市街地券や郡村地券(壬申地券)の確認的承認に対して、創設的承認としての法的性格をもち、その意味において土地に対する私的所有が法認されたとなしうる。そしてそのために土地関係を整理し、土地所有に対して土地利用を従属させる努力が、法

制的になされていたと指摘することができるとは、ここでは一般地券（改正地券）の土地に対する私的所有の私法的効果は、具体的にどのようなものであるかは、なお不明確のまま残されている。そこで、つぎに地租改正に対して農民がいかに対応したかを検討することによって、この問題を明確にしてみることになしよう。

- (1) 関順也 明治維新と地租改正 ミネルヴァ書房 一九六六年九月 三二〇ページ。
- (2) 丹羽邦男 明治維新と土地変革（近代土地制度史研究叢書第二卷）お茶の水書房 一九六二年二月 二五ページ。
- (3) 丹羽邦男 明治維新と土地変革（近代土地制度史研究叢書第二卷）お茶の水書房 一九六二年二月 二六八ページ。
- (4) このことは郡村地券（壬申地券）の段階で『地券渡方規則』（明治五年大蔵省達第二五号）とかならずしも照合した内容をもってはいないことを示している。

(5) 中村吉三郎教授は『おそらく、このような便法が法的取扱上（法律の実施について）採られた（法律上許されていた）ということとは、当時、司法省はじめ法曹全般を殆んど席捲していたかの觀を呈していたフランス法ないしフランス法学（いうまでもなくフランス民法では物權變動に関し意思主義が採られていた）の影響に因るものではあるまいか』（野村平爾教授還暦祝賀論集 市民法と社会法の諸問題 日本評論社、明治法制史第三輯 清水弘文堂書店 一九六六年一月 一〇六ページ）とされている。

(6) 鈴木 豊 明治初期岐阜県における土地所有権の形成過程 法と経済一六卷一号 一九六五年一月 三九ページ。

## 十 地券制度に対する農民の対応関係

地券制度に対して農民はどのように対応したのだろうか。これまで地券制度は、主として租税制度の検討という視点からなされてきた。そのため、地券制度は地租改正の前提条件の作出のためであること。そして地租改正そのものは、地価課税にもとづく全国的・画一的な租税制度の確立にあると位置づけがなされている。こうした理解は、地租改正の研究においては一般的な承認を獲得しているように思われる。例えば、大蔵省主税局発行の『地租史』（一九

○一年二月<sup>(1)</sup>には、つぎのような記述がみえている。すなわち、

『地所台帳精査方ノ儀ニ付内務卿ヨリ達セラレシハ明治三、四年（一八六九年）ノ事ナリシカ又政府ニ於テ地租改正議会ヲ開カレシモ尚同時ナリ而テ當時評議官タル神田孝平ハ其地所売買代価ニ從ヒ其地租ヲ定メンコトヲ企図セラレタリ』(同上 六ページ)とされている。ところが、こうした一般的理解にもかかわらず、地租改正がなにゆえに明治初年における明治政府の重要な事業として要求されたかについての考察になると、問題はそう簡単なものとはいえない。前記『地租史』の指摘をまづまでもなく、一般論としていえば、これまで封建制のもとで存在してきた貢租上の偏差を一掃し、全国の土地の丈量検出をなし、隠田をなくすことであつた。<sup>(2)</sup>これは農民の租税負担を、全国的・統一的な定率にもとづく地価課税によって均衡ならしめるといふ理由で、租税増収を実現し、明治政府の財政的基礎を固めるといふ企図にもとづいたといえるだろう。しかし、地租改正に対する政府内部の考え方や地方官の考え方にも、かならずしも見解が一致していたのではなかつた。これは、地租改正問題を議題として開催された一八七三年（明治六年）四月の地方長官会議においても、見解が岐れたのであつた。『明治財政史（第五卷）』（明治財政史編纂会 丸善株式会社 一九〇四年一月）によると、つぎのように述べている。すなわち、

- 『一 甲ノ説ハ旧慣租額ヲ金位ニ換算シ之ヲ地券ノ段別ニ賦課シ漸次各地ノ品位ト其額トヲシテ交々相適當スルニ至ラシメント希望スル者其一ナリ
- 一 乙ノ説ハ其枝葉ヲ弥縫スルヨリハ寧ロ根底ヲ更植スルニ如カス故ニ斷乎石盛ヲ廃シ検地ヲ止メ地価賦税ノ画一ナル新法ヲ行ハント希望スル者其一ナリ
- 一 丙ノ説ハ地租ノ改正セサル可カラサルハ則チ固ヨリ言ヲ竣タスト雖モ古例旧慣ハ遽ニ痛除シ易カラス故ニ五六年間姑ク徳川氏ノ旧規ニ依リ専ラ中正ナル検地法ニ從ヒテ其田租ヲ収メ以テ各地租額ノ偏畸ヲ矯正シ而シテ逐次ニ地券ヲ授与シ人民ノ漸ク旧態脱シ新制ニ慣ルムヲ俟テ然ル後ニ画一ノ新法ヲ行ハント希望スル者其一ナリトス』(同上 三二八〜三二九ページ)

明治初年の土地所有権の法的性格について

とされている。地租改正は、これら三説の対立の後に、結局『乙ノ説』に従ってなされることになった。この間の事情については松方正義はつぎのように述べている。<sup>(3)</sup> すなわち、

『当時ノ議員其管内地租ノ偏重ヲ病ム者凡ソ十ノ七ニ居レリ故ニ改租ヲ議スルヤ重租地方ノ長、次官ハ銳意旧租ヲ痛掃シ彼此租額ノ輕重ヲ全国ニ平均セント企望セサルハナシ……第二派ノ所見ハ急進ニ過キタル者ノ如シト雖モ仮ニ身ヲ當時我カ国庫ノ龜底ニ置キ平心深慮スレハ其説ノ実ニ己ムヲ得サル所以……』

とされている。ここでは、一八七一年（明治四年）七月の廃藩置県によって、中央集権化がなしとげられたにもかかわらず、貢租はこれまでの領主制下のそれが引きつがれたため、多様な課税基準によって徴収され、全国的に不統一のものであった。中央集権制のもとでは、農民は『互ニ税法ノ異同ヲ討議シ彼我ノ輕重ヲ比較』することになるため、地方官によって全国的・画一的な租税制度の確立が、人民統治の手段として要求されたわけである。<sup>(4)</sup> もちろん、こうした地方官の要求とともに、明治政府も明治維新以後の一連の措置——廃藩置県による中央集権制の確立、新官僚機構の成立、封建的諸関係の廃絶など——によって、幕藩体制の打破を實行してきた。こうした一連の措置の物質的基礎の確立が地租改正事業であった。従って、地租改正には自己の政治権力の一層の強化を志向する政治的企図が、集中的に表現されていることはいうまでもない。ことに、新政治体制の物質基礎の確立のための貢租制度の変革は、それ自体、封建体制の打破の現実的完了として位置づけられるだろう。これらは一八七〇年（明治三年）六月の神田孝平の『田租改革建議』、一八七一年（明治四年）九月の大久保利通・井上馨の『地所売買放禁分一收税法施設之儀』、一八七一年（明治四年）九月の松方正義の『地租改正意見』、一八七二年（明治五年）九月の陸奥宗光の『田租改正ニ関スル建議』等にしめされる論旨によって理解することができるであろう。しかし具体的な考察によって、こうした理解もその細部においては異ってくる。長岡新吉氏は『地租改正——その研究史と問題点』（社会経済史学 Vol. 三二）一五号 社会経済

史学会 昭和四一年二月)のなかで、つぎのように指摘されている。すなわち

『(1) 地租改正法は神田孝平の『田租改正建議』を源流として『沽券税則』→『地価取調規則』→『地券発行条例』の線上で具体化されたものとみる福島正夫教授の見解。 (2) これに対して、福島正夫教授が『正統的草案』とみなした陸奥宗光の『地価取調規則』を正統的草案からはずし、さらに福島正夫教授が『現実ばなれの構想』とした『分一税法案』に重要な意義を見出し、『地価取調規則』→『分一税法案』を絶対主義官僚の租税改革計画に決定的に対立する、領主階級の地主への体制的転化を企図する租税改革案と規定し、そうした体制的転化のコースが当時の政治的過程において、一つの政治路線として明確に設定されていたとする丹羽邦男教授の見解が、それである。』(同上)

とされている。地租改正事業に視点をあわせて把えるならば、地券制度自体が地租改正と不可分に結びつき、その準備的手段としての法的役割を果たしたことは、法史的事実にもとづいて否定できない。ことに、一八七三年(明治六年)七月二十八日の『地租改正条例』(太政官布告第二七二号)の制定を目前にして発行された一般地券(改正地券)にあっては、直接的な結びつきは明白であった。ここから『地租改正』そのものの解明の必要が導きだされる。

これまで明らかにしてきたように、明治維新以後において地租改正を指向して法制的整備がなされてきたことはすでに述べた。これらの法制的整備は一八七一年(明治四年)十二月二七日の『東京府下武家地町地ノ称ヲ廃止シ一般地券発行地租賦課』(太政官布告)→一八七二年(明治五年)二月二五日の『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)→一八七二年(明治五年)二月二四日の『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』(大蔵省達第二五号)→一八七二年(明治五年)七月四日の『一般ノ地所ノ地券交付』(大蔵省達第八三号)→一八七二年(明治五年)八月二七日の『地代店賃諸奉公人給金等ノ事』(太政官布告第二四〇号)→一八七三年(明治六年)六月八日の『田畑石高ノ称ヲ廃シ反別ヲ以テ採用ス』(太政官布告第一九四号)等々が、それであった。<sup>5)</sup>こうした立法的措置にもとづく法制的整備の

明治初年の土地所有権の法的性格について

明治初年の土地所有権の法的性格について

一一八

後、一八七三年（明治六年）七月二十八日に『地租改正条例』（太政官布告第二七二号）の公布をみるに至ったわけである。この『地租改正条例』（太政官布告第二七二号）は、つぎのようになしている。すなわち、

### 『上諭』

朕惟フニ租税ハ国ノ大事人民休戚ノ係ル所ナリ従前其法一ナラス寛苛輕重率ネ其平ヲ得ス仍テ之ヲ改正セント欲シ乃チ所司ノ群議ヲ採リ地方ノ衆論ヲ尽シ更ニ内閣諸臣ト弁論裁定シ之ヲ公平画一ニ帰セシメ地租改正法ヲ領布ス庶幾クハ賦ニ原薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ編ナカラシメン主者奉行セヨ

明治六年七月廿八日

太政官布告第二七二号 七月二十八日

今般地租改正ニ付旧来田畑貢納ノ法ハ悉皆相廢シ更ニ地券調査相済次第土地ノ代価ニ随ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定旨被仰出候條改正ノ旨趣別紙條例ノ通可相心得且従前官庁并郡村入費等地所ニ課シ取立候分ハ総テ地価ニ賦課致尤其金高ハ本税金ノ三ヶ一ヨリ超過スヘカラス候此旨布告候事

### 地租改正条例

#### 第一章

今般地租改正ノ儀ハ不容易事業ニ付實際ニ於テ反覆審按ノ上調査可致尤土地ニ寄り緩急難易ノ差別有之各地方共一時改正難出来ハ勿論ニ付必シモ成功ノ速ナルヲ要セス詳密整理ノ見据相立候上ハ大藏省ヘ申立允許ヲ得ルノ後舊税法相廢シ新法施行イタシ候儀ト可相心得事

但一管内悉皆整理無之候共一郡一区調査済ノ部分ヨリ施行イタシ不苦候事

#### 第二章

地租改正施行相成候上ハ土地ノ原価ニ随ヒ賦稅致シ候ニ付以後仮令豊熟ノ年ト雖モ増稅不申付ハ勿論違作ノ年柄有之候トモ減租ノ儀一切不相成候事

#### 第三章

天災ニ因リ地所変換致シ候節ハ実地点檢ノ上損墮ノ原簿ニヨリ其年限リ免稅又ハ起返ノ年限ヲ定メ年季中無稅タルヘキ事

#### 第四章

地租改正ノ上ハ田畑ノ称ヲ廃シ総テ耕地ト相唱其餘牧場山林原野等ノ種類ハ其名目ニ寄り何地ト可称事

#### 第五章

家作有之一区ノ土地ハ自今総テ宅地ト可相唱事

#### 第六章

従前地租ノ儀ハ自ラ物品ノ税家屋ノ税等混淆致シ居候ニ付改正ニ当テハ判然区分シ地租ハ則地価ノ百分ノ一ニテモ可相定ノ処未  
タ物品等ノ諸税目与ラサルニヨリ先ツ以テ地価百分ノ三ヲ税額ニ相定候得共向後茶煙草材木其他ノ物品税追々發行相成歳入相増  
其収入ノ額二百万円以上ニ至リ候節ハ地租改正相成候土地ニ限り其地租ニ右新税ノ増額ヲ割合地租ハ終ニ百分ノ一ニ相成候迄漸  
次減少可致事

#### 第七章

地租改正相成候迄ハ固ヨリ旧法据置ノ筈ニ付従前租税ノ甘苦ニ因リ苦情等申立候トモ格別偏重偏輕ノ者ニ無之分ハ一切取上無之  
候条其旨可相心得尤檢見ノ地ヲ定免ト成シ定免ノ地餘義願ニ因リ破免等ノ儀ハ総テ旧價ノ通タルヘキ事  
右ノ通相定候條猶詳細ノ儀ハ大蔵省ヨリ可相達事

明治六年七月

地租改正施行規則

#### 第一則

今般地租改正被 仰出候ニ付テハ兼テ相渡置候券面地価ノ儀旧来石盛ノ不同ト貢租ノ甘苦ニ寄り高低有之儀ニ付更ニ土地一歳収  
獲ノ作益ヲ見積各地ノ慣行ニ因リ何分ノ利ヲ以テ地価何程ト見込相立更ニ持主ニ銘々ヨリ為申立当否檢査ノ上適當可相定事

#### 第二則

最前地券渡濟ノ地ハ地所ノ廉落等無之筈ニ候得共自然康落又ハ残歩等ノ懸念有之候分強チ旧帳簿ニ抛ル時ハ地ノ広狹其実ヲ失ヒ  
隠ニ地価ノ昂低ヲ為シ其当否ヲ檢スルノ準拠無之候ニ付更ニ精覈ノ反別為申立候様可致事

#### 第三則

郡村宅地等地価難定場所ハ其村耕地ノ平均又ハ隣村宅地ノ比較ヲ以テ相定候筈可相心得事

明治初年の土地所有權の法的性格について

明治初年の土地所有権の法的性格について

第四則

山間海岸其他ノ宅地他ノ比較無之地価難定分ハ一反ニ付拾銭ヨリ不少税額ヲ定其趣ヲ券面ニ可記載事

第五則

郷藏其外学校貧院ノ類是迄無税ノ地トイヘトモ人民ノ共有スル者ハ宅地同様可相心得事

第六則

一村又ハ数村総持ノ山林秣場等ノ公有地ハ総テ相当ノ地租收入ノ積相心得仮ニ地価ヲ定メ規則ノ通收税致事

第七則

従前一村又ハ数村ニテ貢租弁納致シ来候堤敷道敷共有墓地等ノ類有之候ハ、自今無税ニ相定候條其反別ノミ可申立事

但従前持主有之分作徳米一村ヨリ償ヒ来候類ハ是迄ノ通据置候トモ又ハ一村ニテ右地所買受候トモ相對次第タルヘキ事

第八則

海川ノ附洲湖水縁等ノ不定地或ハ試作ノ地所等反別確定無之分ハ何不定地凡反別何程ト相記シ地価相定規則ノ通收税可致事

第九則

総テ旧来大縄受ノ地所ハ現歩調査ノ上地価相定規則ノ通收税可致事

但旧来大縄受ノ地所トイヘトモ不定地ノ分ハ第八則タルヘキ事

第十則

渾テ年季ヲ定メ無税ノ積聞届置候荒地ノ儀ハ損害ノ原簿ニ寄り更ニ起返スヘキ難易ヲ量リ年季ノ長短ヲ定メ年季中無代価ノ地券

可相渡事

第十一則

池沼等ニテ持主有之水草其他ノ利潤アルモノハ相当ノ池沼代価ヲ定メ規則ノ通收税可致事

第十二則

新開場畝下半年季中ノ分ハ其年季中無税ノ積相心得新開試作地反別何程ト相記無代価ノ券状可相渡事

第十三則

地価調査ノ儀ハ各庁ニ於テ適宜人員相定実地ヘ派出致シ可取調事



第十四則

官員派出ノ上実地点檢可致就テハ持主銘々所持ノ地所一筆毎ニ反別并番号持主姓名相記シ畝杭可建置事

第十五則

村方ヨリ差出一等限地価相当ナルトキハ兼テ相渡置候券状為差出更正ノ反別并地価ヲ券状ノ裏ニ相記可下渡事

但券状覚書ノ上相渡候ニ付テハ別段手数料等収入ニ不及候事

第十六則

村方ヨリ差出候地価不相当ナルトキハ調直ノ儀申渡若心違ノ者有之及理解候上尚不服ノ節ハ入札法ヲ以テ地価相定候カ又ハ申立ノ代価ニテ可買上事

第十七則

地券調査相済候ハ別紙雛形ノ通地稅表ヲ製シ施行以前租稅寮へ可差出事

雛形ハ追テ達スヘシ

右ノ通相達候事

明治六年七月 大蔵省事務總裁參議 大隅重信 (外史局編纂 布告全書 明治六年七月 一〇〇丁〜一〇五丁)

となつてゐる。もちろん、地租改正事業は明治政府内部の激しい対立・抗争をとめない、次第に具体的な内容・方向を整備してきたのである。従つて、この地租改正事業の法史的発展がどのような理念的系譜をたどつて実現されたかの検討は、それ自体一つの研究課題となることはいうまでもない。こうした地租改正の研究にもとづく結論に対して、前記のような二つの見解の対立を知ることができるわけである。しかし、地券制度の系譜的考察において理解されたように、地券は、こうした地租改正事業の準備的手段としての役割を果たすと同時に、土地所有権の確立に対して独自の法的機能を果たしたことはまちがいない。このため、地券制度が現実の土地關係に対してどのような意味を与えたか、つまり、明治初年の土地所有権の法的性格について正しい理解をなすという視点で、正しく問題を把握

明治初年の土地所有権の法的性格について

しなければならぬ。ことに、地租改正の前提条件の作出ということであれば、土地に対する私的所有を確認すればよかつた。そこでは地券所有者に土地に対する権限が附与されることになる。しかも、その具体的内容は現実の農業生産と結びつき、地主的所有、或いは農民的所有のいずれかとして法認されることになる。しかし、地租改正の前提条件の作出という視点でいえば、これはどうでもよく、単に抽象的な土地に対する私的所有の法認でよかつた。地券の表現している土地所有権は、現実の農業生産の社会・経済的条件と結びつき、これまでの領主的土地所有に對立した意味での土地所有——地主的土地所有か農民的土地所有のいずれかの——とされるのである。土地所有の法認は、こうした法的意味をもつものとして法認される。関順也教授は『明治維新と地租改正』（ミネルヴァ書店 一九六六年九月）のなかで、地租改正の前提条件として法認された土地所有権——一般地券（改正地券）に表現されているところの——においては、土地所有が土地の利用に優先したものとして性格づけられていると指摘され、つぎのように述べられている。すなわち、

『地租改正は農民的土地所有の未成熟な後進地域の土地所有をも寄生地主的土地所有をはらむ先進地域の土地所有に合せて全国一律に実施したものであつて、そこに幾多の実施困難に遭遇し、約一〇ケ年の歳月を要し完了したものである。こうした寄生地主的土地所有の進行途上における地租改正は農民的土地所有を法認したのではなく寄生地主的土地所有を確認したに過ぎないといふのが従来強調されてきた通説であり、最近では「所有の利用」にたいする絶対的優位を前提とした私的土地所有権の法認であるといわれている。だが、それでは農民的土地所有の法認ならば、それは土地所有よりも土地利用が優先されるべきものであるか。何れにしても土地所有の確認であるかぎり、土地所有が土地利用に優先することは当然であり、その点に關するかぎり農民的土地所有と寄生的土地所有との間に根本的な区別があるわけではない。』（同上 一三二ページ）

とされている。ここでは、既に明らかにしたように郡村地券（壬申地券）とは異つた法的意味をもつことが示されている。地租改正自体は、これまでの土地立法によって法認されてきた、土地に対する私的所有に立つて実現するこ

とができた。それは地租改正によって、始めて土地に対する私的所有が法認されたものでないことをしめしている。

郡村地券(壬申地券)にあつては、土地に対する私的所有の法認が、一般地券(改正地券)とは異つており、土地所有が土地利用に優先することが、当然の前提として組み立てられたわけではなかつた。従つて一般地券(改正地券)で始めて土地に対する使用・収益・処分<sup>の</sup>法的権限が付与——創設的承認——されたわけである。このため、近代法的意味での所有権概念の導入が、土地に対してもなされているとする理解がなされることになる。しかし、現実の農業生産にあつては、土地所有権<sup>の</sup>近代的地所有権として成立する一般的な社会・経済的条件は存在していなかつた。なぜならば、ここでは土地に対する私的所有の法認が、現実の農業生産のもつ具体的な社会・経済的条件と結びついて、明治政府の地租改正という財政的要求に従つて、地券交付者を確定するという政治的企図にもとづいて与えられたに過ぎなかつた。しかし、こうした地券交付に対する明治政府の農民への政治的強調があるにもかかわらず、農業生産に対する封建的制限が取り除かれた後には、これと対立する農民的小商品生産<sup>の</sup>農民的土地所有が、これに代つて展開することにはならなかつた。ここでは、農民のもつ土地に対する利用(用益)権に対して、土地に対する処分権が強化させられるという反農民的な形態において実現された。従つて、土地に対する私的所有の法認は当然のことながら、地主<sup>の</sup>小作関係を固定化するための法的権限を地主に付与することができた。もっとも、抽象的な土地に対する私的所有の法認という法的概念は、単に一般的な、従つたとえ農民的土地所有でも地主的土地所有であっても、共通の法的意味をもつて機能する。これが、法的概念のもつ法的特質である。このため、土地に対する私的所有の法認が実際に誰の利益に帰属させられるかは、法的概念そのものから導き出されることはない。それは、現実の農業生産関係の実際と結びついて始めて現実の意味を与えられることになる。それにもかかわらず、法律制度において一旦確立され

れば、地主の権限は、あくまでも土地に対する私的所有の法認による結果として映像する。ここでは法的概念に従って人々の法意識の上で、法形式にもとづく法的内容が一般的に強制される。この法形式と法的内容との法意識上の転換が法的概念の構築によって完成する。この法形式と法的内容の相互移行という法イデオロギー上の変化は、具体的な社会・経済的条件と結びついて、ある場合には法形式——↓法的内容、また他の場合には法的内容——↓法形式として支配体制に選択され、利用されることになる。明治初年の土地所有権にあっては、前者の形態を利用しつつ、寄生的土地所有の法認という明治政府の政治的基盤の育成に重要な役割を果たしたのである。こうして農民に対する収奪の法的手段として土地所有権が利用されることになる。こうした社会・経済的条件のもとで、農民的土地所有も寄生地主的土地所有の基盤となる傾向を、それ自体の法則性として内包していると指摘することが出来る。このことは、所有権一般についての法的概念を構築する道を開き、その第一歩が踏み出されることを意味している。ここでは土地に對しても、また土地以外の財産に對しても使用・収益・処分<sup>(6)</sup>の法的機能をもつものとして、所有権が概念構成されることを意味している。そして、このことが法制度一般の基底的な意味をもち、機能させられることを意味している。

地租改正によって地租の金納化がなされたことは、農民の市場への従属を強め、農業における商品⇨貨幣経済への転換をなしとげる過程であった。農業への商品⇨貨幣経済の浸透は封建的土地所有を解体させ、土地に對する私的所有の法認を導くことになる。そして、これはさらに農業の商品⇨貨幣経済化を促進し、農民層の分解を必然的ならしめる。地租改正の前提条件の作出のための一般地券（改正地券）の交付は、農民を土地から分離させ、農民層分解を拡大再生産させる役割を果たすことになる。<sup>(6)</sup>こうして、いったん地券制度が確立されると、それには一定の法的意味が与えられ、人々の土地関係を固定化させるといふ現実的機能を果たすことになる。<sup>(7)</sup>ここでは、地主⇨小作人関係が

土地關係に固定化する。こうして地券自体のもつ、この二重の法的機能は、地租改正事業の進展にもなつて、より現実的な確実な法制度にとって代えられる。すなわち、地租改正事業が完了することによつて、地券制度自体はその法的機能を喪失し、地券制度そのものが否定されることになつた。この点については、あとで取り上げることになる。だが、この一般地券（改正地券）のもつ法的性質は、地券上で直接表現されているものではない。一般地券（改正地券）は地租改正と結びつく、その前提条件の作出としての法的手段とされているに過ぎない。そこから、一般地券（改正地券）の交付は『可成大至急ニ取計総テ当十月中ニ渡済相成候様可取計』こととされたのである。そして、止むを得ず延引する見込みであるときには、前もつて大蔵省租税察に事由を付して届出づることが命ぜられていた。<sup>(8)</sup>しかし、各府県とも所定の期間内に地券発行を完了させることは困難であつた。このことは、地券交付が実際にどのようなになされたかをしめす次ページの表をみれば明らかであろう。

この表で明らかのように、一八七二年（明治五年）の『地券渡方規則第十三則ノ取扱ヲ定ム』（大蔵省達第八三号）によつて、一八七二年（明治五年）八月から一般地券（改正地券）の交付に着手されたが、一八七三年（明治六年）七月二八日の『地租改正条例』（太政官布告第二七二号）の公布された時期においても、地券交付の完了した府県は、滋賀・敦賀・木更津・栃木・広島・京都の一府五県に過ぎなかつた。そして『地租改正条例』（太政官布告第二七二号）の公布以前に地券交付に着手できた府県は、山口・筑摩・小倉・宮崎の四県に過ぎなかつた。<sup>(9)</sup>だから、大多数の府県では、地券発行の完了以前に『地租改正条例』（太政官布告第二七二号）の公布をみたのである。では、地券交付が困難であつた事由はなんであつたか。それは、まず第一に、現実の土地關係が複雑であり、これを画一的に整理することがむずかしかつたことである。そして第二に、地券交付に対する農民の反抗にぶつかつたことをあげることが<sup>(10)</sup>できる。

一般地券（改正地券）交付状況

府	県	一般地券渡方布達年月～ 渡方完了年月	備考
地租改正法完了公布前	滋賀	明5. 8 ～明5. 11	宇都宮県と分立期の栃木県である。
	敦賀	? ～ 5. 11	
	木更津	5. 10以前～ 5. 11	
	栃木	5. 9 ～ 5. 11	
	広島	? ～ 6. 5	
	京都	? ～ 6. 7頃	
地租改正法着手公布	山口	5. 10 ～	改租事業着手年月
	筑摩	6. 2 ～	〃
	小倉	6. 2 ～	〃
	宮崎	6. 6 ～	〃
	熊本	6. 6 ～	〃
地租改正法完了の後に	岐阜	? ～ 6. 11	全体の90%完了時、完了は明7. 5
	兵庫	5. 8 ～ 6. 12	
	堺	5. 9 ～ 6. 12	
	足柄	5. 10 ～ 6. 11	
	豊岡	? ～ 7. 2以前	
	鳥取	5. 9 ～6～7年にかけて	
	宇都宮	? ～同上	
	浜松	5. 8 ～7. 2	
秋田	5. 9 ～7. 7		
地券全くなかった交付中止し又え	福島	? ～ 6. 8	地券交付停止決定年月
	新潟	? ～ 6. 9頃	〃
	北条	5. 8 ～ 6. 10	〃
	愛媛	? ～ 7. 3	〃

備考

大隅文書「地券渡済期限表」府県地租改正紀要、内閣文庫蔵 府県史料 地租改正基礎資料、その他  
 地租改正報告書（明治前期財政経済史料集成 第7巻 129ページ）

明治初年の土地所有権の法的性格について

この第一の事由は、これまで封建制のもとで土地関係が極めて複雑・多様なものであったことである。それにもか  
かわらず、これを詳しく調査し研究した上で立法するという余裕をもたなかった。従って、実際の運用にあたって、  
『一地一主』を実現するために『地券名請』の問題について困難を生じたのである。しかも、一般地券（改正地券）  
の発行は、すでに述べたように一八七二年（明治五年）一〇月までに完了することとされていた。これは発令の日か  
ら、わずか三ヶ月の余裕をおくに過ぎなかった。現実の土地関係は複雑・多様であって、こうした短期日のあいだ  
に整理することは到底不可能なことであった。従って、多くの府県からは所定の期限内に地券発行が困難であるとし  
て、大蔵省租税寮に延引届が提出されたのである。いま若干の府県の延引届をあげて、その延引事由をしめすと、次  
のようになる。すなわち、

○ 七尾県申立（壬申八月廿五日 租税寮改正局日報 明治五年第八号）

地券渡方当県管下之儀ハ兼而申上置候通石高を以取扱来検地帳名寄帳等之類無之地所持主一筆限難相分従来田地割と唱へ一村  
総百姓納得之上十八九年乃至二十ヶ年目位ニ者持主総割替致し一字限圖取を以銘々地味無甲乙割合数ヶ所ニ而所持致シ其上畑  
高之方ハ折歩と唱へ地味ニ応シ夫々歩延有之且田畑売買之儀等云々ニ而地所之分界更ニ無之右等之地所分界取極不申内ハ地券  
渡方差支候処元来反別之扱無之ニ付地面上畝歩之広狭不同加ルニ持地悉ク錯雜罷在持主取極一朝ニ難行届就而ハ迎も十月中地  
券渡濟難相成延引可致候間此段兼而申上置候（明治初年地租改正基礎資新上巻（二四）一四ページ）

○ 新潟県伺（壬申十月廿七日 租税寮改正局日報 明治五年第三号）

地券渡方規則箇候之内從來切畝歩致シ検地帳名寄帳小拾帳等ニ不突合とも現地之景況ニ随ひ総而地引絵図可指出旨説示可致と  
有之候ニ付管下村々へ及説示候処蒲原郡之内割地ト唱先前より年限を定耕地割替来候村々之分地引絵図仕立指支候段申出候ニ  
付子細取調候処田畑檢地之地位ハ定有之候得共同位ニ而モ地味之厚薄水理之順不順水旱損等之多少も有之候ニ付前々より何等  
ニも階級を分ち同等之地毎ニ廉訳ケ致し其ノ廉宛を村方軒別ニ割合夫々無甲乙組合セ候を一軒前ト唱一筆限之如ク取扱有徳之  
者ハ何軒前も相併所持致シ質入等之節も都而右之定を以て取扱候ニ付一軒前ヲ二ツニ引分候ハ半割夫を猶引分ケ候ハ四半割其  
明治初年の土地所有權の法的性格について

明治初年の土地所有權の法的性格について

一一八

半を八半割と唱猶八半割を引分ケ十六割ニ致し右を裂候を三十二割ニも致し來候間考人別之所持地ハ夫々定リ居リ候得共其纒  
考反歩之地ニ而も四十五十或ハ百二百ニモ引分れ所々ニ散在致し殊ニ年限を定割替も致し候儀ニ而右を悉く図面ニ記シ候節ハ  
百石式百石之小村ニ而も数万之番号ニ相成候儀ニ而急速之調方難出來……（明治初年地租改正基礎資料上卷「一二三」）八二ペ  
ージ）

○ 宮城県伺（壬申十月廿七日 租稅寮改正局日報 明治五年第三三號）

当地方之儀ハ貫高之取扱而已ならず田方束刈之旧習有之候令ハ稻毛ニタ東ネを一把握を合セ一刈として六百把則百刈を  
一反歩之出稻として是をニタ手打百刈一反歩田地ト唱或ハ郡ニ寄リ四ツ束ネを一把となし六把握合セ一刈として三百把握五拾刈  
を一反歩出稻として是を四手打五拾刈考反歩之田地と稱し土地広狭ニ依而三手打等之場所も有之百刈亦ハ五拾刈考反歩之名儀  
を以質入等仕候來ニ付檢地帳一筆限反別トハ実地悉ク適當不致境界紛雜調方容易ニ無之候ニ付晝夜勉強仕候而も御達之期限ニ  
ハ渡濟取計兼候儀乍併此上一層奮発取調當十二月を限り渡濟可取計見込ニ御座候旨（明治初年地租改正基礎資料上卷「一二五」  
八四ページ）

○ 水沢県伺（租稅寮改正局日報 明治五年第八號 壬申八月廿五日）

地券相渡候ニ付掛官夫々申付即今專取調罷在候然ルニ当管下陸前陸中兩國共伊達家旧封中貫高扱ニ而反別之方更ニ不相用戊辰  
以後漸ク反別取扱相始メ候得共玉造郡盤井郡村々は今年初而取扱候程に而兎角不勝手ニ有之候殊ニ旧領主古候ハ寛永度新田檢  
地ハ延宝寛文之度ニ有之其後纏入等一切無之剩ヘ天明之凶放等ニ而他国並之通地券相渡候而ハ乱雜之経界後來下民之苦情相生  
し候は顯然ニ有之今般地券相渡候際再檢地之儀も申上度候得共不容易御入費却而御不益ニも有之旁參考候処当管下村々之儀ハ  
村毎戸長副戸長江命シ壹人別持地之分悉皆実地為相改其地之石益を以高之増減取計然ル後地券相渡候ハ極而向後之手數入狂  
ひ等有之間敷依而者当今より直ニ為取掛度候得共最早檢見時節ニ差臨村吏共手廻兼候ニ付秋獲相濟候後即村々江申付為相改候  
ハ來春三月頃迄ニハ成功し五六月ニ及テ地券渡濟可相成見込御座候間右取調中御猶予被下候哉之旨（明治初年地租改正基礎  
資料上卷「二六」一五ページ）

○ 八代県願立（租稅寮改正局日報 明治五年第一四號 壬申九月五日）

地券渡方之儀可成大至急ニ取調都而當十月中渡濟相成候様取計可申旨御達之処当県下白川県分裂四郡之儀ハ往古加藤氏以來一  
定之地證トテハ無之中古宝曆度改正之砌地所引合致シ其後享和度一統受定免證文申付候得共刃土之風習間々其手數ニ亘リ不申



總躰従前之民情高地所持之者は高掛り物数多有之候ニ付地味之位付丈収獲無之難渋ニ陥り候故所持之高地手離度情意より書替等も不仕口上而已ニ而等閑ニ他讓之申談仕其儘所持致シ來実ニ龜略無申計將又旧藩ニテハ他郷ハ勿論他村讓地之儀モ嚴禁ニ付五六十年或ハ百年二百年或ハ永代等實地之名儀ヲ以売買致シ來り候間内輪地證之取扱種々紛雜ニ及居候事件不少且深山之村落ニハ地所経界モ不分明ニテ只其家之申伝耳相守所持致シ來候右様之事情ニ付只今至急取調候儀難被行殊ニ下民共自是争論之端ヲ発シ如何計訴訟致シ候哉モ難計候間漸ヲ以事情詳細ニ取調地券渡済之取計可仕と奉存候ニ付御布告之期限ニは何分取調兼可申旨

これらの延引届にしまされている延引事由の第一は、割地などの旧慣によって土地関係が紛雜し、また検地帳の記載と実地が異っているため境界が不分明であるため、土地の所有者を確定することが困難であるということである。そして、第二の事由は、地券交付に対する農民の反抗にぶつかつたという事由が述べられている。地券交付に対して農民がどのような対応関係にあつたかを知ることが、地券制度の具体的内容を理解させる手がかりをあたえるものと考えられる。そこで、地券制度に対する農民の対応関係を検討することにしよう。府県からの延引届で明らかのように、現実の土地関係は紛雜なものであつた。それにもかかわらず、地券交付の完了が強要されたため、土地関係についての事態について調査することなく地券交付を実行せざるをえなかつた。この場合に、権利関係を明確化しうる物質的資料はほとんど存在していなかつた。こういう状況のもとでは、これまでの検地帳などの公簿と照合するか、庄屋(庄屋)とか、名主などの有力者の証言にたよつて、土地に対する所有関係を確定せざるをえなかつた。こうした事態のもとでは、郡村地券(壬申地券)の交付のように『鄭重ノ方至極ニ御座候』というような授与はできなかつた。<sup>(11)</sup>そのため杜撰な結果となつたことはいうまでもない。だが、いったん地券交付がなされると、それがたとえどのように杜撰なものであつても、またいかに当時において権利意識を欠除していても、土地に対する私的所有は最終的・決定的

なものとして、法制的に保護されることになる。従って、地券交付は農民にとって、重大な影響を与えることになるわけである。その一つは、現実に耕作（用益）をなしていなくとも、形式的な証拠——検地帳や有力者の証言によって——があれば、地券交付がなされたことである。このことは他の面からいえば、これまで現実に耕作（用益）してきた、農民の土地に対する所有（地株）または耕作（用益）の権限を、喪失するという事態を引き起こすことになった。この点について平野義太郎氏は『日本資本主義社会の機構』（岩波書店 改版 一九四八年一〇月）のなかで、次のように述べられている。すなわち、

『地租改正は、封建的生産様式を資本制生産様式へ急速度に強力を以て転化させるための財政上の必要から担税能力ある者より地租を徴収せんがために行はれた。したがって地租改正は徳川期において外形上、地主の形態をそなえ単に加治子を取得するだけの権利を有するにとどまった土地支配権者にのみ地券を交付し、これに反し、従来土地に対する永続的占有事実に即しつつ用益をしいた「永小作」人、「一地両主」の土地所有関係の下にあった現実の耕作者・徳川期においては永小作とみとめられた十年、二十年以上の普通小作者たる法律上の権限をもった者に対しては、或はその一地両主の所有関係を否定して、その分割的土地所有権を廢止し、或は、地主の土地所有権の絶対性のために、現実に永小作した者の永小作権を廢絶して通常の小作人に墮し、況んや、封建的解体期に通常であった長期の小作を、極めて短期の、結局は一年更新の「一年卸し」にまで引き下して農民の小作権を取上げた。かかる現実に耕作する農民の土地所有（「地株」）又は耕作権を廢絶する新地券交付に対しては、耕作農民は騷擾を以て反対をくはだてた。』（同上 一二四ページ）

とされている。そのため明治政府は農民の反抗に対処するため『人民告諭書案』を地方官に配布し、それにもとづき各府県が『地券告諭書』を令達したことは、既にのべておいた。

この『地券告諭書』に対する農民の対応を理解することによって、地券制度を農民がどのように受けとめたかを知ることができらるだろう。一言でいえば、農民が『地券告諭書』に述べられているような美辞麗句をもって説諭されて

も、地券のありがたみ——土地に対する私的所有の法認——を信じなかったということである。農民はそれほど甘くはなく、また単純ではなかったからである。それどころか農民は実際の生活そのもののなから、明治政府の企図している内容について本能的に洞察する力を身につけていた。これは、封建領主の圧制——封建領主による苛斂誅求——によって何百年もの間、苦しみ生きぬいてきた父祖伝来の経験的事実によって、それがなにを意味するかを本能的に見分けることができたからである。こうして、地券について農村では幾多の浮説が横行した。たとえば福岡県では、地券渡方につき「頑陋」の人民に妨げられて進捗意のごとくでないことを報告し、租税寮は『愚民旧幣ニ拘泥スルノ風習ハ特リ其県下ノミニアラス』<sup>(13)</sup>と指摘している。地券は政府が重租を課する手段として発行するのだという浮説は、このように盛んであった。地方官は『徒らに官命に背戻し、官の措置に抵抗せば、朝敵なり、かかる者は、断じて皇国の地に対する住を許さず、速かに家族共々外国の地に追放すべし』(愛知県東春井郡小牧町の場合) というように、不服の申立を許さず、またその方法すらもなかった。<sup>(14)</sup>

こうして農民の闘争が発生するわけである。この点についてはすでにふれておいた。<sup>(15)</sup> この農民の闘争の事例をしめすと、次のようなものがあつた。すなわち、

○ 福岡県下の竹槍一揆 一八七三年(明治六年)六月 これは『福岡県史稿』によると、一般に米価騰貴による難民の暴動と伝えられている。しかし、その根底には、旧藩貸下金の取立や地券発行などに対する農民の政府不信が存在し、『之力为メ無根ノ風説ニ煽動セラレ疑惑ヲ生シ……』(府県資料 三四〇の二三—二五)とされている。

○ 富山県礪波郡の受作人の騒擾 一八七七年(明治一〇年)二月 これは『越中全国概ネ減租ヲ得ルヲ以テ礪波受作人等賤賤ニ乗ジ、過当ノ所得アランコトヲ地主ニ強薄ス。地主亦毫モ之ヲ許容スルニ意ナク、是ヨリ意ニ葛藤ヲ生シ水火相容レザルニ至ル。二条ノ情願ヲ当庁ニ直願ス。其略ニ曰ク。地価帳ニ小作人ノ記名調印シ以テ永世受地タルヲ證シ、地主ノ威權ヲ以テ受地ヲ与奪スルヲ得ザラシメ、一ハ地租改正ノ要ハ、民ニ勞逸ノ偏ナキノ御注意ナルベシ。然ルニ、地主ハ常ニ逸シ、小作ハ常ニ勞ニ

明治初年の土地所有権の法的性格について

一三二

堪へス。故ニ、小作充分ノ所得無カル可ラス』(明治一〇年二月 富山県礪波郡騒擾 官庁記録 二三七ページ。小野武夫 維新農民蜂起譚 「越中の小作一揆」 三〇一ページ、平野義太郎 日本資本主義社会の機構 一二三～一二五ページ)とされている。これらの暴動は、いづれも農民の土地そのものの獲得闘争であったことがわかる。これは『地券台帳編成の際ニ至リ』て『請作人トノ名称ヲ廃シテ向後地主ト決定候事』、『親作トノ称名ヲ廃シテ向後地代佃持主ト決定候事』となし、三・四千人の参加のもとに『小作人等第五大区長岩田貞次ヲ打擲シ、親作ノ家屋数戸ヲ毀壞シ其ノ暴行ヲ極ム』(同上)という事態であった。

○ 高知県下の竹槍旗の騒動 一八七七年(明治一〇年)

○ 徳島県吉野川沿岸土地共有訴訟 一八七九年(明治一二年)<sup>(17)</sup>

○ 神奈川県大住郡の農民闘争 一八七八年(明治一年)一月 これは外形上の地主に対して地券を交付したため、質地の直小作人がその内実的な所有権を剝奪される結果を生じた。そのため直小作人六〇余名が各質主の名請にして地券御下渡相成度と要求した。そして火薬を以て高利貸地主を焼打にした。断獄前に一万五千人が嘆願書に連印している。(小野武夫編 維新農民蜂起譚三三七ページ 相州地主の焼打 維新農民蜂起録一ページ、平野義太郎 日本資本主義社会の機構 岩波書店 一九三四年四月 一二五ページ)

○ 大阪府西成郡の永小作権確認訴訟 一八七九年(明治一二年)<sup>(18)</sup>

これが地券制度に対する農民の対応関係であった。ここでは農民自身が現実の農業生産に対する生活事実のなかから、地券が果たす法的役割を認識してゆく過程を知ることができるのである。日本の土地関係に対して、地券は地主的・土地所有の法的承認として機能したのである。

(1) この『地租史』については『此書ハ松方伯爵明治十一年仏国万国博覧会事務副総裁トシテ該国ニ派出セシ時同国大蔵卿「レオンセイ」氏ヨリ日本地租改正ノ始末詳細ヲ記述シタルモノヲ切望セラレ彼地ニ於テ滞在中記憶ノ大要ヲ平山成信氏ニ命ジテ編纂セシメ而シテ之ヲ仏文ニ訳シ「レオンセイ」氏ニ贈リ帰朝後租税局ニ於テ其訳本ニ就キ再ヒ之ヲ国文ニ訳シタルモノナリ……』(同上八九ページ)とされている。

(2) 福島正夫 日本資本主義と「家」制度 東京大学出版会 一九六七年三月 二三ページ

- (3) 古島敏雄 資本制生産の発展と地主制 お茶の水書房 一九六三年八月 二〇四ページ
- (4) 古島敏雄 資本制生産の発展と地主制 お茶の水書房 一九六三年八月 二〇四ページ
- (5) この点については、『明治初年の土地所有権の法的性格について(三)』(立教経済学研究 第二二巻一号 一九六六年五月 一〇八ページ)に掲示している表(明治初年の土地立法の変遷(その二))を参照して下さい。
- (6) 小倉武一 土地立法の史的考察 農林省農業総合研究所 一九五一年三月 二七八ページ
- (7) 中村吉三郎 明治法制史第三輯 清水弘文堂書店 一九六六年一月 四ページ
- (8) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二二二ページ
- (9) 丹羽邦男 明治維新の土地変革(近代土地制度史研究叢書第二巻) お茶の水書房 一九六二年二月 二九八ページ
- (10) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二四九ページ
- (11) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二〇八ページ
- (12) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二三八～二三九ページ
- (13) 内閣文庫所蔵 福岡県史料第三六冊
- (14) 中村吉三郎 明治法制史第三輯 清水弘文堂書店 一九六六年一月 四三～四四ページ
- (15) 本稿『三一八七二年(明治五年)以降の土地立法の変遷』(立教経済学研究第二二巻四号 一九六六年一月)のなかで掲げている『明治初年政府直轄府県における新政・貢租軽減要求暴動(明治二年～明治九年)』の表をみて下さい(同上二二一ページ)。
- (16) 小野武夫 永小作論 巖松堂書店 一九二四年五月 五五ページ
- (17) 小野武夫 農民経済史研究 三〇八ページ
- (18) 平野義太郎 日本資本主義社会の機構 岩波書店 一九三四年四月 一二六ページ

未完